図版　26

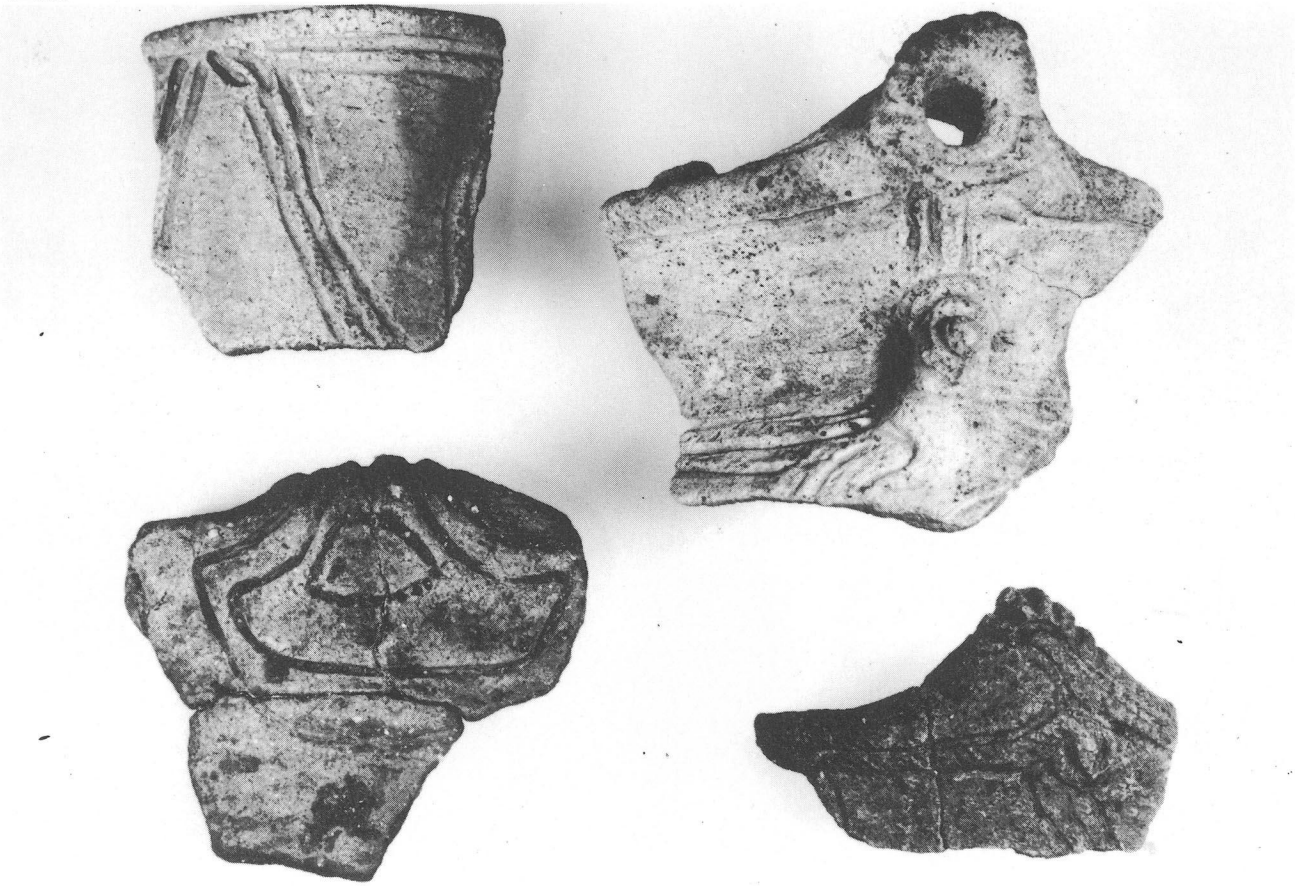

(1)　縄　文　土　器

(2)　縄　文　土　器

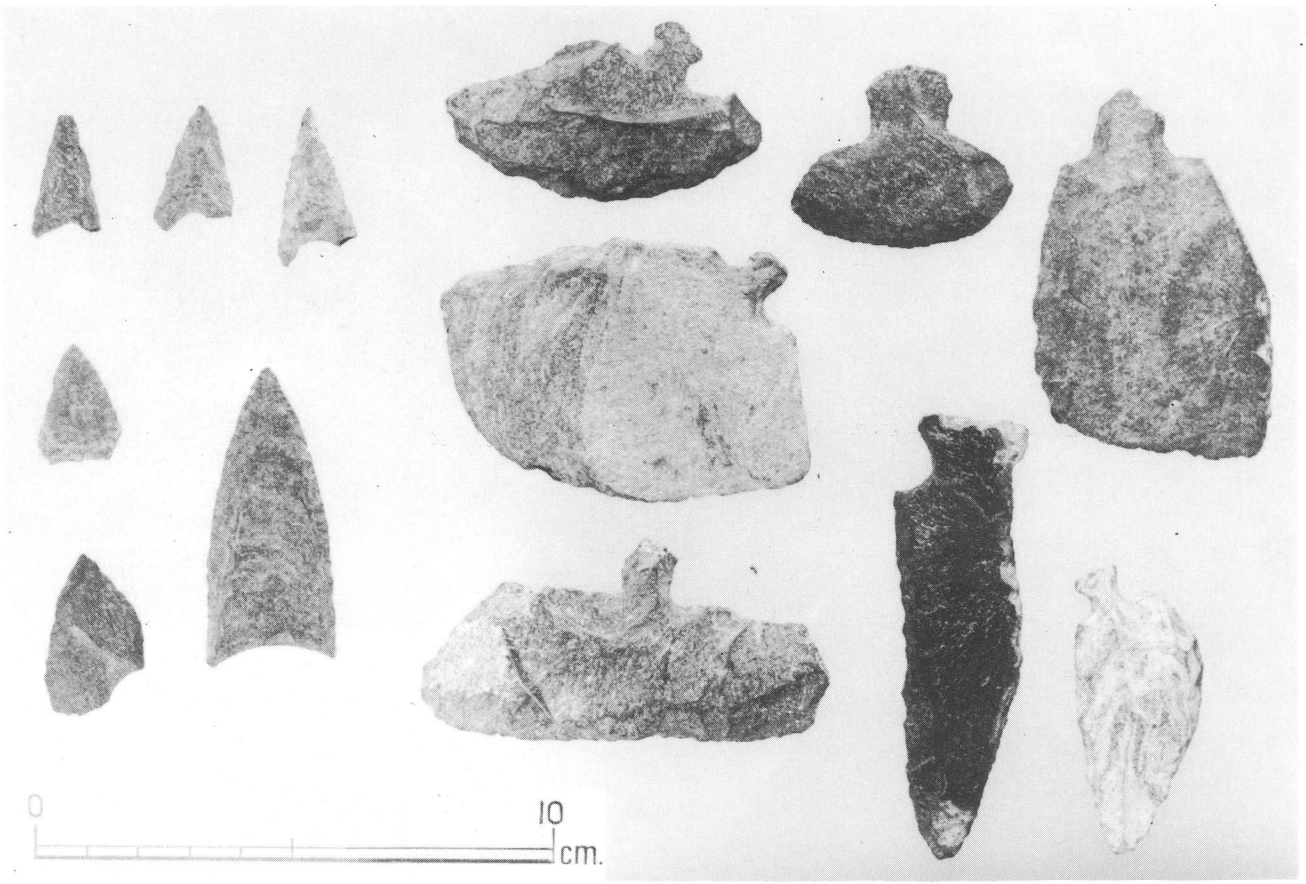

(1)　縄文中・後期の石鏃・石匙

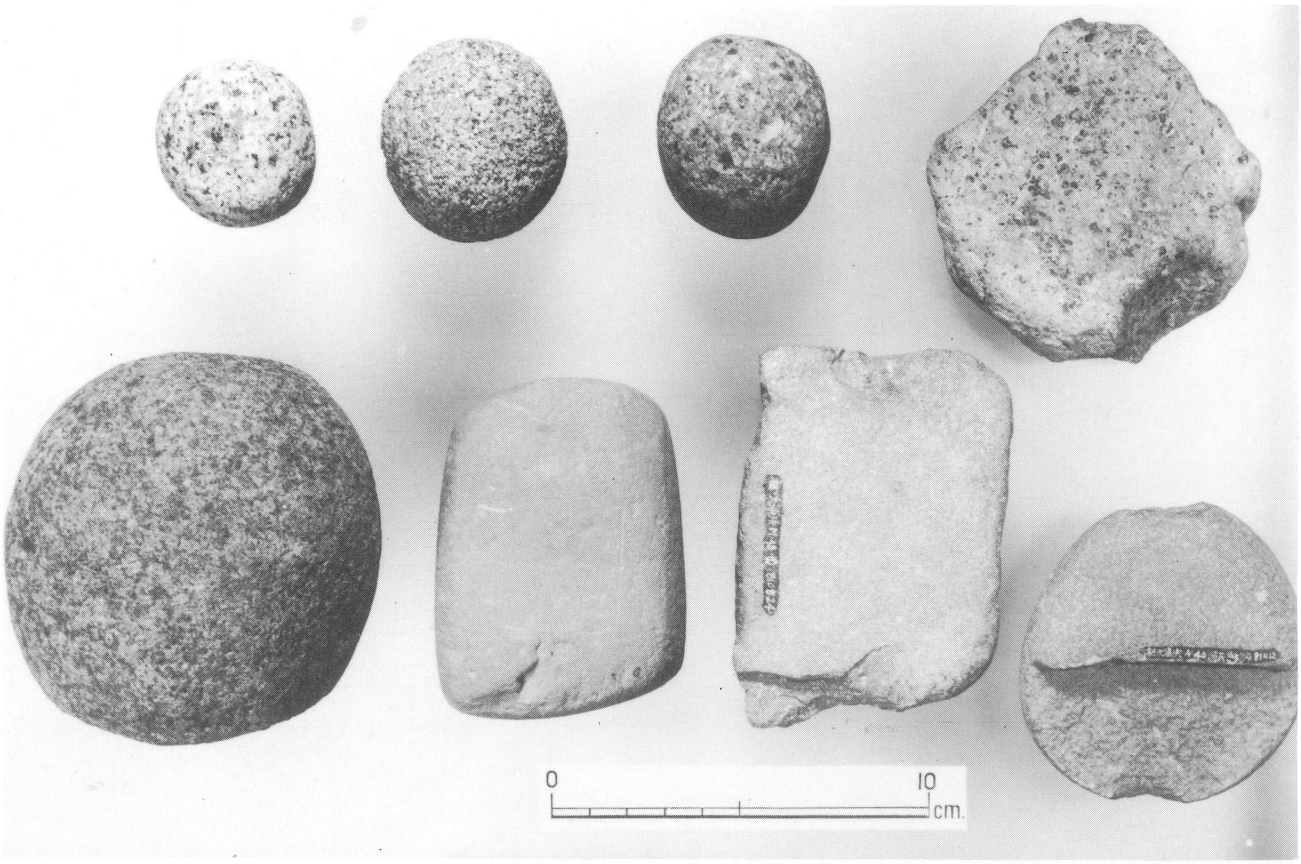

(2)　縄文中・後期の磨石・石錘

図版　28

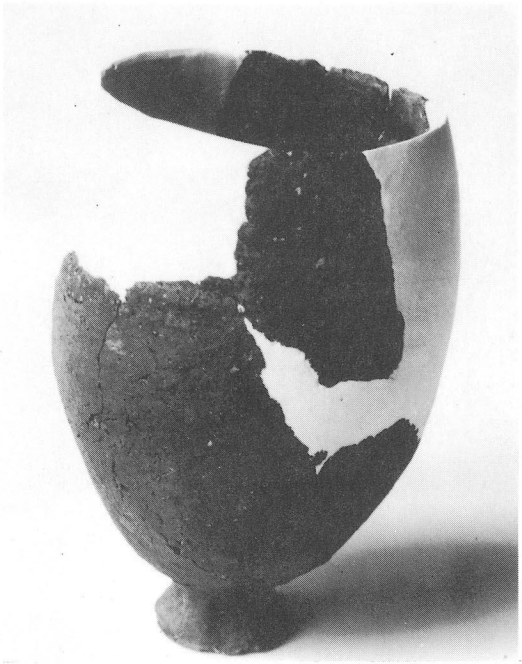

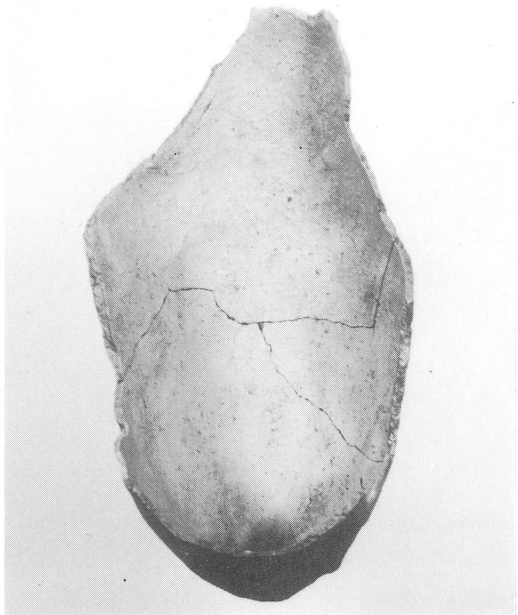

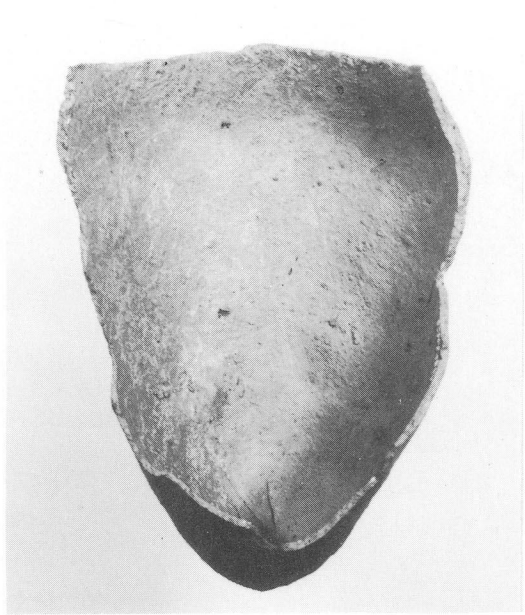

製　塩　土　器

(1)　青　　磁

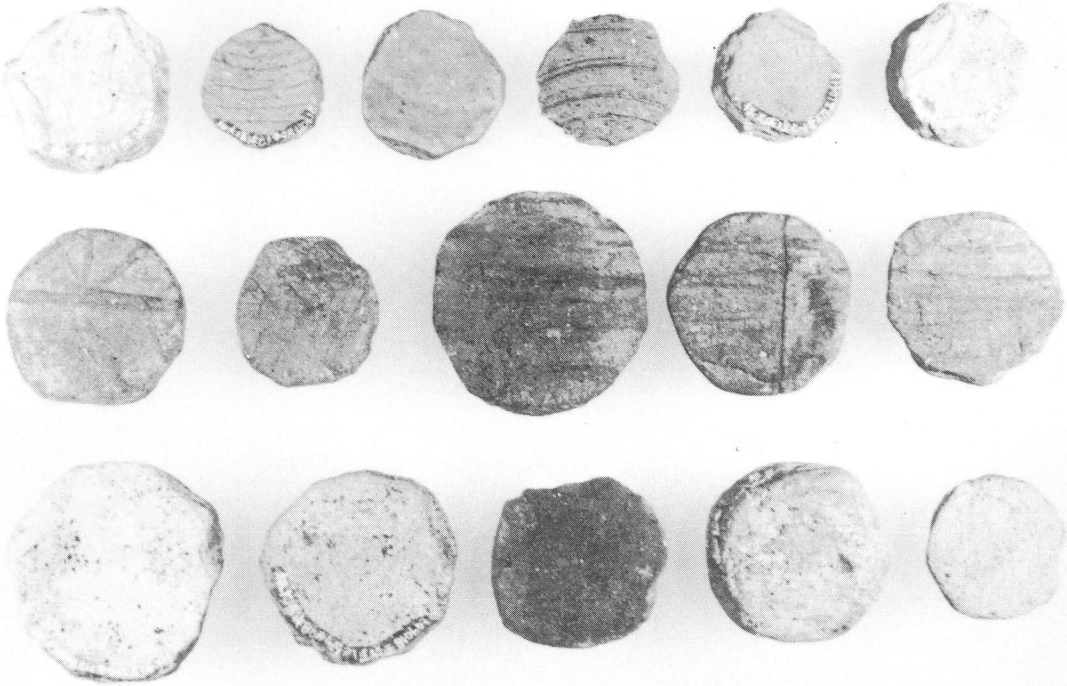

(2)　円板状土製品

Ⅳ　羽佐島遺跡の遺物整理

IV　羽佐島遺跡の遺物整理

1　はじめに

羽佐島遺跡の発掘調査は，昭和52年度の予備調査[注(1)]を経て，53・54年度に本調査[注(2)]が実施された。その結果，旧石器時代を中心とする膨大な遺物を出土し，その概要は各年度ごとに紹介されている。発掘調査後の本格的な整理作業はまだ行われていないが，56年度に若干の基礎的整理作業を行うことができたのでここに紹介したい。

56年度に行った基礎的整理作業は，25万点以上に達すると考えられている遺物の水洗い，注記，基礎的分類及び一部の実測である。その結果，ナイフ形石器が5,700点以上も確認できたのをはじめとして，舟底形石器約50点，尖頭器約130点，細石核70点以上，翼状剝片石核を含む横長剝片石核約1,300点，叩き石約150点，石鏃約1,100点などや，多数の石器・石核・剝片がある。

これらの石器・剝片類は今後の本格的な整理作業によって分類・図化し，順次内容を明らかにしてゆかなければならないが，これまでの整理作業によって比較的整理の進んだ部分もあるので，その一部をここに紹介することにしたい。

備讃瀬戸の旧石器時代遺跡に，黒曜石や玻璃質安山岩製の石器が出土することはすでに知られているが，羽佐島遺跡も例外でなく，細石核・細石刃・ナイフ形石器・尖頭器・スクレーパー・楔状石器などが確認された。しかも，これらはいずれも旧石器時代終末期に属する可能性が強く，資料の少ないこの地域の旧石器時代終末期の様相を考えるうえできわめて重要であろうと思われるので，整理の行われたものについて，ここに紹介する。

2　遺物出土状態

(1)　黒曜石（第1図～第3図）

羽佐島遺跡で出土した黒曜石製遺物は34点あったが，そのうち2点は表採品である。出土グリッドの明らかな32点のうち，細石核2・細石刃2を含む17点は，A1－1・A1－2・A2－1・A2－2から出土しており，この範囲に集中する傾向がある。（グリッドの呼称は従前どおりである）。

この黒曜石が集中する範囲は東西16m，南北8mほどの規模をもつが，遺物分布は比較的散漫であり，出土層位も一定していなかった。

調査区南端部以外では，黒曜石製遺物はほとんど出土しなかったが，中央部で2点の小形ナイフ形石器が単独に出土した。

このように，黒曜石製遺物は出土点数も少なく，必らずしも濃密な出土状況を示していないが，後世の攪乱を受けながらも調査区南端部に比較的まとまっていたことは注目される。

(2)　玻璃質安山岩（第4・5図）

出土グリッドが明らかな玻璃質安山岩製遺物は548点あり，大きくみると，調査区南部・中央

部・北部の3箇所に集中して検出された。しかも，これら3地点の間には全く出土しない部分があり，分布の粗密は明瞭である。この3地点は，羽佐島南側ピークの北側斜面上部，鞍部，北側ピークの南西斜面上部にあたる。

玻璃質安山岩が最も濃密に出土したグリッドはC16—1の43点で，これには細石核素材2・細石核2・細石刃5・ナイフ形石器1が含まれている。ゆるやかな丘陵鞍部となっているC16—1周辺は，玻璃質安山岩製遺物の出土が最も多く，全体の約¼ほどが出土している。しかも，原石・(横長剝片) 石核などもあることから，この地点で玻璃質安山岩製の石器を盛んに製作したことは疑ないであろう。

調査区南端部のB2グリッド付近の出土も濃密である。B1～B3・A1—1・A1—2からは約90点の出土があり，スクレーパー1を含むほかは細石刃関係の遺物が多かった。この集中地点は黒曜石の集中範囲と一部重複するが，黒曜石も細石刃関係の遺物を含むことは注目される。

ほかに，B12・B13・A13—1グリッドと，B21グリッド，A39—1・A39—2グリッドも10点以上の出土があり，やや濃密な分布を示す。

以上のように，玻璃質安山岩製遺物は5箇所の集中が認められるが，規模・密度は一定でなく，範囲も限定しがたい。

羽佐島出土の玻璃質安山製遺物は堆積層中からの出土でないため，こうした集中箇所を積極的に評価することは難しいが，旧石器時代の生活の痕跡をある程度は表しているのではないかと思われる。

調査区南端部の集中箇所はほぼ細石刃関係の遺物で構成されるようである。細石刃関係遺物以外では，調査区北端部に楔状石器が集中する以外は，特定の石器が集中する傾向はみられないようである。また，細石刃・細石核と，それ以外の石器の関係も，出土状態からする限りは不明といわなければならない。

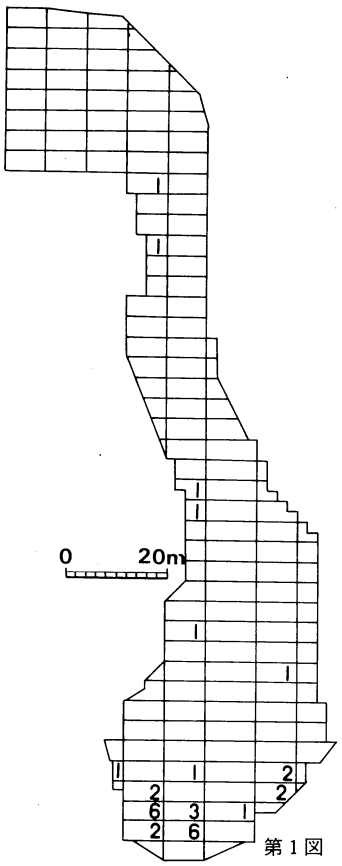

第1図

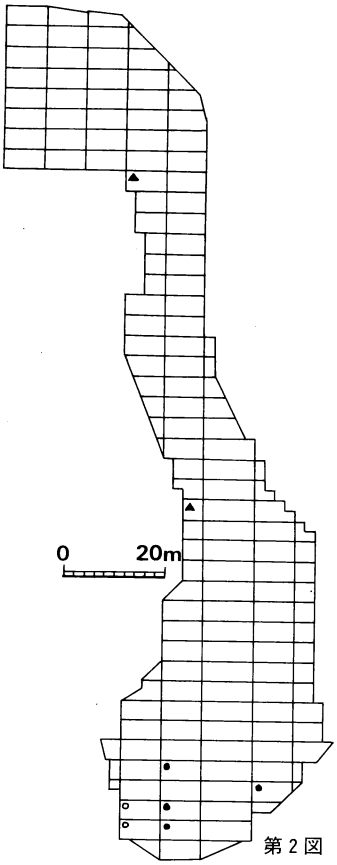

第2図

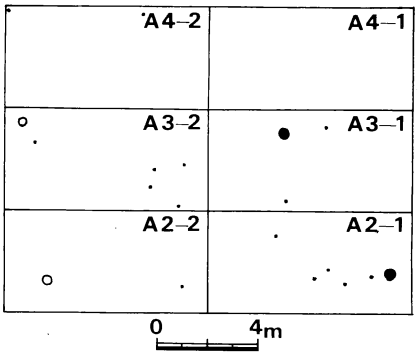

第3図

■ 原　石
□ 細石核素材
○ 細石核
● 細石刃
▲ ナイフ形石器
× スクレーパー
◊ 尖頭器
△ (横長剝片)石核
▨ 二次調整ある剝片
⧗ 楔状石器

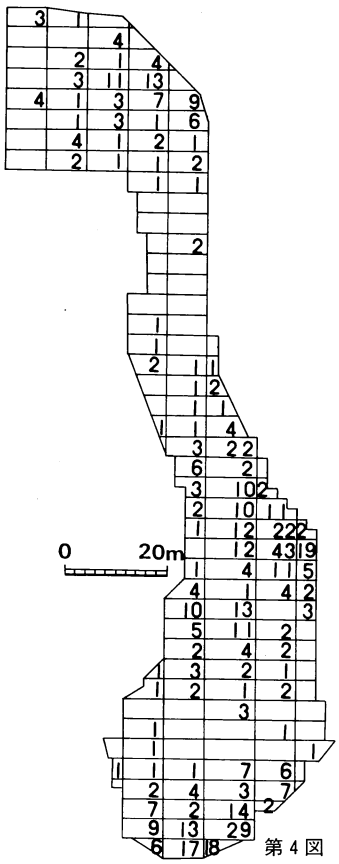

第4図

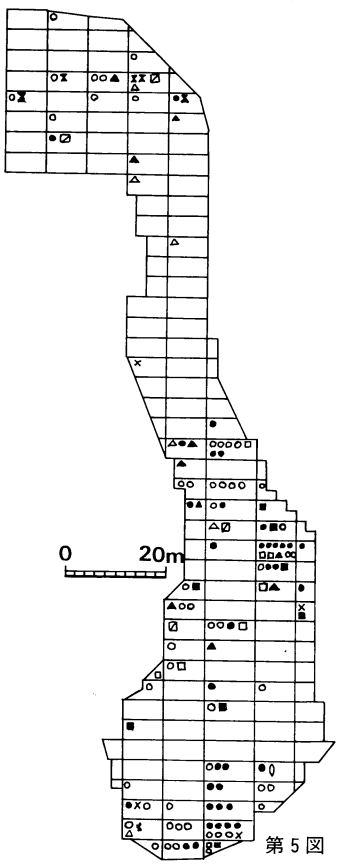

第5図

第1図　黒曜石製遺物出土状態(1)

第2図　同　上(2)

第3図　A2－1～A4－2グリッド黒曜石製遺物出土状態

第4図　玻璃質安山岩製遺物出土状態(1)

第5図　同　上(2)

3　出土遺物

(1)　黒曜石製遺物（第6図）

表採も含めて34点出土した。いずれも漆黒色ガラス質である。黒曜石製遺物には細石核2，細石刃5，ナイフ形石器2などがあるが，そのうち細石核1，細石刃3はすでに報告している[注(3)]ので，ここでは残余の遺物を紹介する。

第6図1は細石核で，角柱状をしているが元来は板状であったと思われる。細石刃の剝離は上下両端から行われているが，左図の剝離痕が最も大きい。これに対応する打面（上図）は，作業面側からの一回の打撃で形成されている。下端からも小さな打撃を数多く加え，打面はなくなっている。

2・3は細石刃で，2は打点部を，3は下部を欠失している。長さは2で2.4cm，3で1cmを計る。

4・5はナイフ形石器である。4は刃部を失っているが，切出し形となるものであろう。左図の右下部に刃部がわずかに残っている。縦長剝片を用い，基部に，主要剝離面側から調整を施している。5は完形で，長さ1.45cm，幅0.9cmである。縦長剝片を用い，左図左上部を除いて主要剝離面側から調整をしている。刃部は打点側に位置する。

6～11は縦長剝片であるが，10・11は細石刃に含めて良いかもしれない。6～9は，整美な縦長ブレイド状を呈したものではなく，石核の角や自然礫を縦長に剝離しているようである。これらの石核とすべきものは発見されていない。

12の右図左側には横長剝片の剝離痕が認められる。13～17は横長剝片で，縦長剝片に比べて小さく，すべて砕片として良いかもしれない。

ところで，羽佐島遺跡以外でも，これまでの瀬戸大橋関係の調査によって黒曜石製遺物が出土している。

与島西方遺跡A地区では4個の黒曜石製ナイフ形石器が散発的に出土したとされ，そのうち，縦長剝片を利用した切出し形ナイフ形石器が1点図示されている[注(4)]。一方，未報告であるが，石槌神社前付近（o列～r列付近）でナイフ形石器2点と剝片10点程度が比較的集中して出土したとされている[注(5)]。

また，56年度に調査された西方遺跡C_2地区でも，小形不定形の剝片を利用した切出し形ナイフ形石器が1点出土した[注(6)]。

櫃石島大浦遺跡では，予備調査での剝片数個のほか，50年度の本調査でナイフ形石器6・細石刃3・フレイクやチップ47が出土したとされている[注(7)]。報告によれば，e－12区を含む約10m四方の範囲に，ナイフ形石器2点を含む十数点がやや集中して出土している。g－16区付近でも出土が多いが，この付近は包含層が厚く，流れ込みの可能性が強いようである[注(8)]。

櫃石島花見山遺跡は黒曜石製遺物を最も多く出土している。まず，予備調査時にナイフ形石器2点を含む10点が出土し[注(9)]，第1次調査によって，ナイフ形石器5・台形石器1・剝片16が出土した[注(10)]。ナイフ形石器の中には九州型ナイフ型石器が1点含まれ，台形石器とともに，中部瀬戸内と九州との関係を考えるうえで注目される。

第2次調査では細石刃1・ナイフ形石器15・彫器1・調整ある剝片7・横長剝片石核1・剝片67が出土したとされているが，実見の結果，細石刃5・縦長剝片石核1が追加できた[注(11)]。さらに，第3次調査によって，ナイフ形石器2・剝片2が出土している[注(12)]。

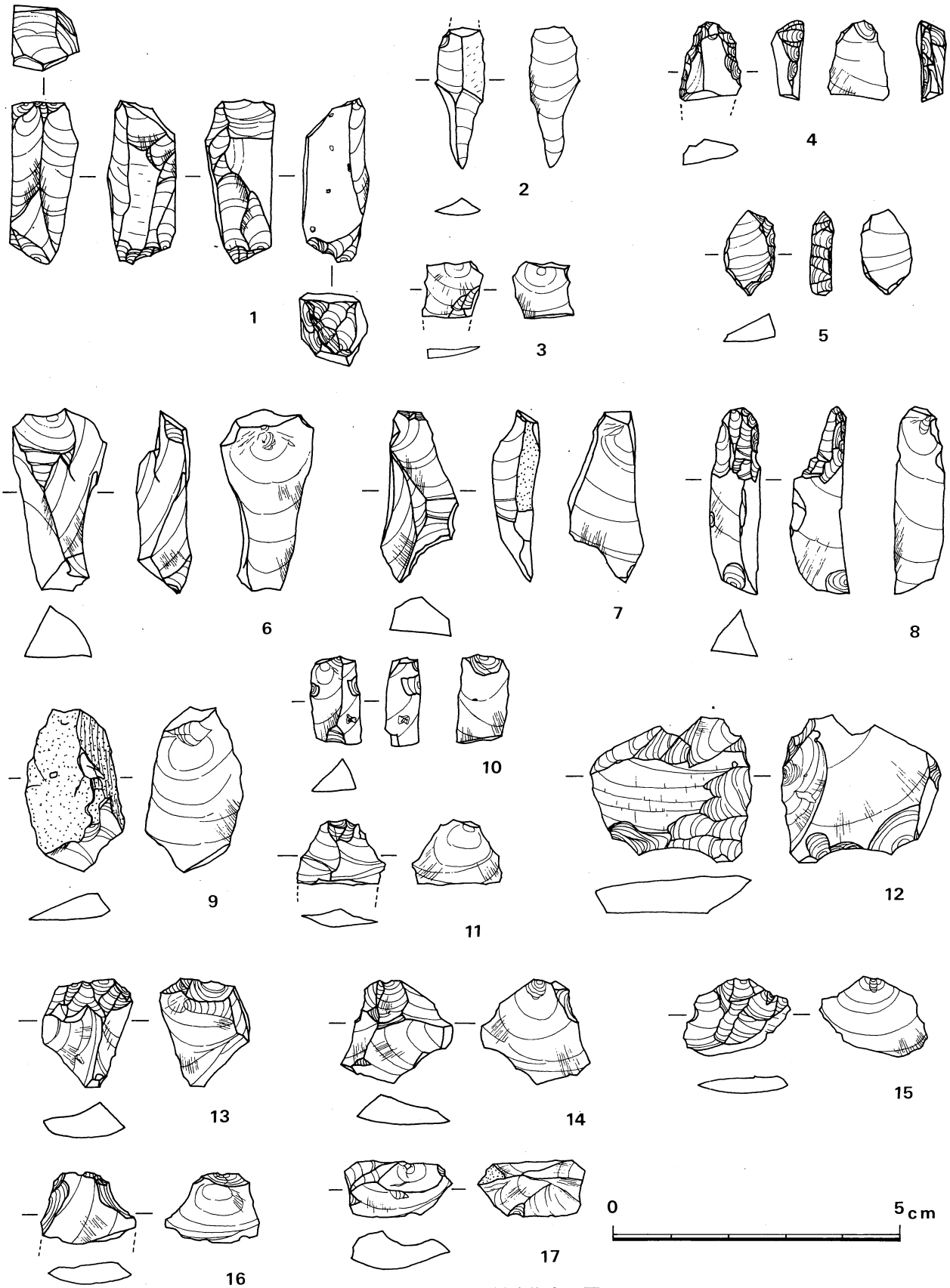

第 6 図　黒曜石製遺物実測図

以上を合計すると，細石刃６・ナイフ形石器24・台形石器１・彫器１・調整ある剥片７・横長剥片石核１・縦長剥片石核１・剥片93，合計134点となる。

花見山遺跡で黒曜石製遺物の出土が濃密なのは，３ｂ・ｃ・ｄ～６ｂ・ｃ・ｄ区の約16×14ｍの範囲で，細石刃５・ナイフ形石器10・調整ある剥片３を含む59点が出土し，また，９ａ・ｂ・ｃ・ｄ～11ａ・ｂ・ｃ・ｄの約12×16ｍの範囲でも細石刃１・ナイフ形石器３・調整ある剥片２・縦長剥片石核１を含む21点が出土している。

以上のように，黒曜石製遺物は単独で出土する場合もあるが，与島西方遺跡Ａ地区・羽佐島遺跡・大浦遺跡・花見山遺跡などで，石器・剥片，時には石核が比較的集中して出土することが指摘される。これらは堆積層から一括して出土したものではないので，このまとまりを一時期のものとして考えることはできないが，攪乱を受けてもなおかつ平面的に比較的集中していることを重視すれば，今後の整理作業によって，一時期のものを抽出できる可能性がある。いずれにせよ，前述の遺跡で黒曜石を素材にして石器製作を行ったことは確実であり，黒曜石製石器製作技術の系譜，サヌカイト製石器との関係が今後追求されなければならない。

ところで，実見した限りにおいて，黒曜石製ナイフ形石器は，小形不定形の剥片を利用したと思われる与島西方遺跡C_2地区の１点を除いてすべて縦長剥片を利用している。しかも，その中には花見山遺跡７ｆ区から出土した九州型ナイフ形石器が１点あり，大浦遺跡や花見山遺跡から出土している，縦長剥片の基部と先端片側のみに調整を加えたナイフ形石器は大分県岩戸遺跡[注(13)]などから出土している。時期はやや遡るが，国府型ナイフ形石器が九州でもいくつか知られており[注(14)]，中部瀬戸内地域と九州との密接な関係を示す資料は次第に増加しつつあるものといえよう。

(2) 玻璃質安山岩製遺物（第７図～第16図）

羽佐島遺跡出土の玻璃質安山岩は，表採資料を除くと総計548点であり，その内訳は原石８・細石核素材[注(15)]８・細石核54・細石刃36・ナイフ形石器10・尖頭器１・楔状石器５・スクレーパー４・二次調査ある剥片８＋α・（横長剥片）石核５・剥片・砕片409－α点である。二次調整ある剥片と使用痕ある剥片は十分な整理を行っていないので，今後さらに増加しよう。以上のほか，表採品として，（横長剥片）石核１その他がある。

ａ　細石核（第７図～第９図38）

羽佐島遺跡出土の細石核には，自然面の残存状態からみて，小自然礫を半截したか，あるいは１原石から１石核を作ったと思われるものも１点ある。しかし，やや大きめの自然礫を分割するか，任意の板状の剥片を利用するものがほとんどを占める。

第７図18は角錐状の素材を用い，大きな一回の剥離面を打面として，小口から細石刃を剥離している。側面の一方には自然面が残るが，他の側面は主に打面側からの細かな打撃によって調整している。

このような角錐（柱）状の素材を用いた細石核は１例しか図示していないが，全体の約$\frac{1}{5}$程度出土した。打面は礫を分割した際の大きな剥離面を用い，打面調整は施さないものが多い。１例を除くほかは側面の一方に自然面を残し，他の面は多くの場合，礫の分割面をそのまま残している。したがって，この種の細石核のほとんどすべては，自然礫の外側部分を利用したことがわかる。そうだとすれば，角錐（柱）状の素材を用いた細石核の多くは，次に述べる板状

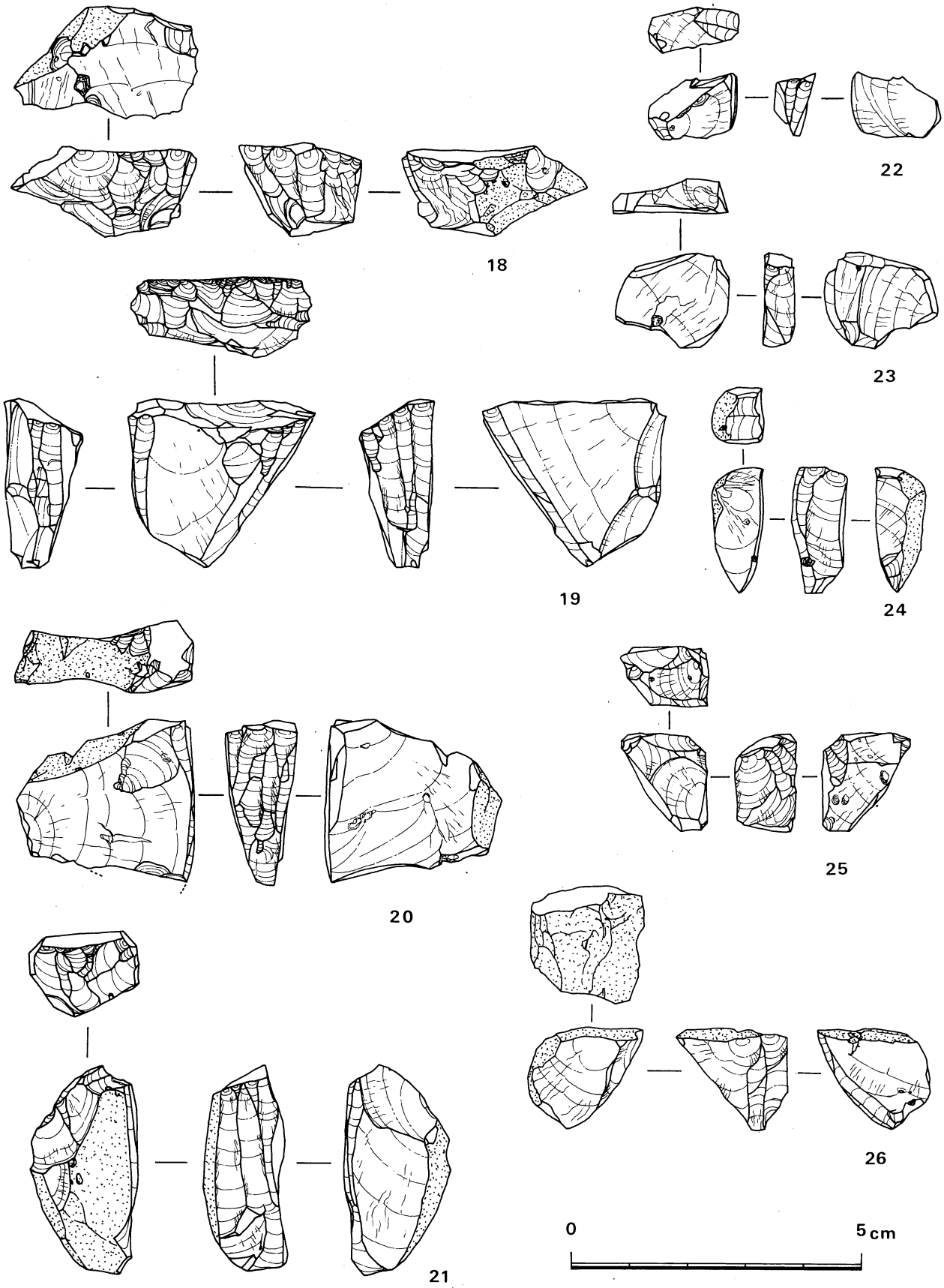

第 7 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(1)

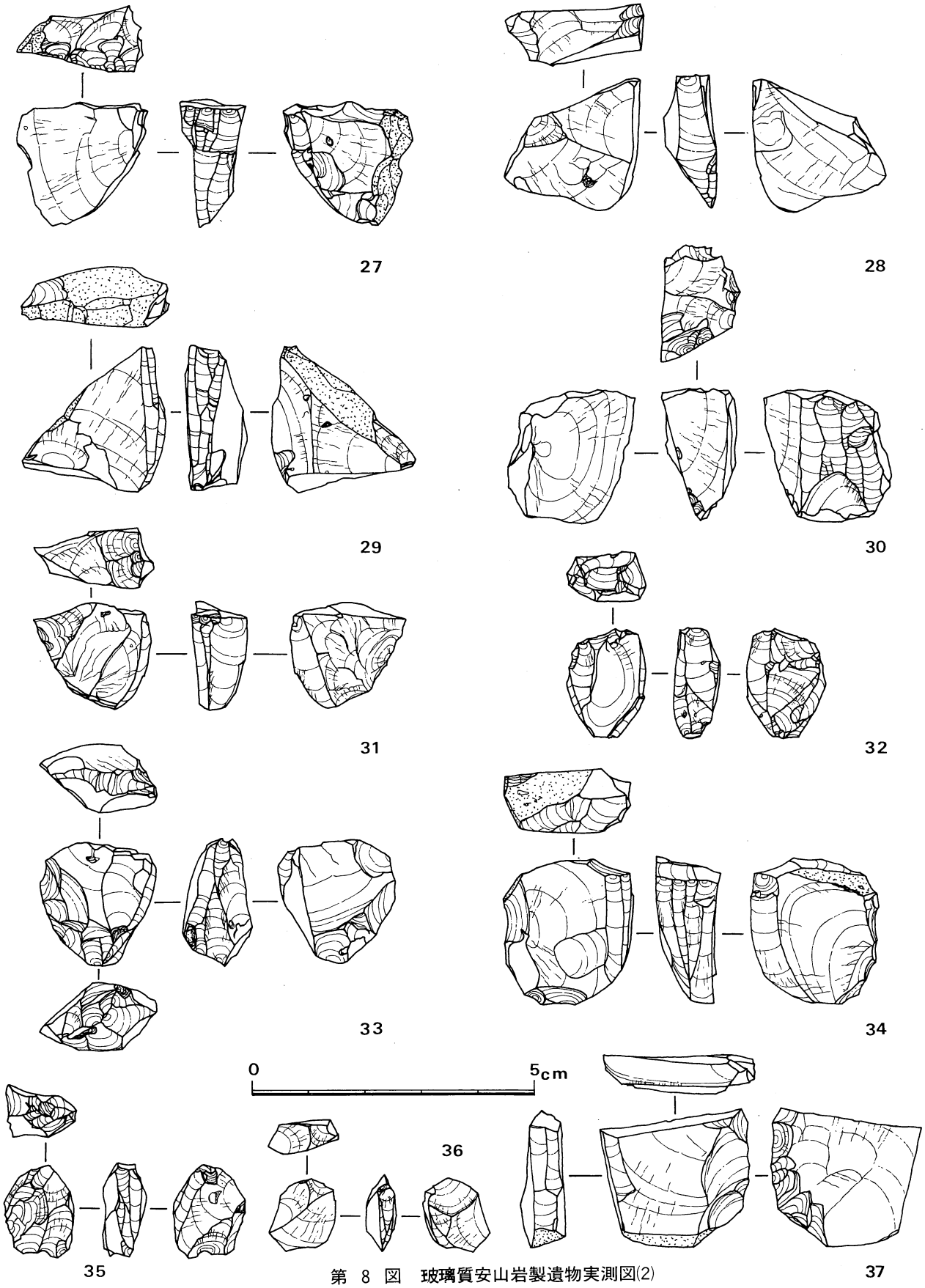

第 8 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(2)

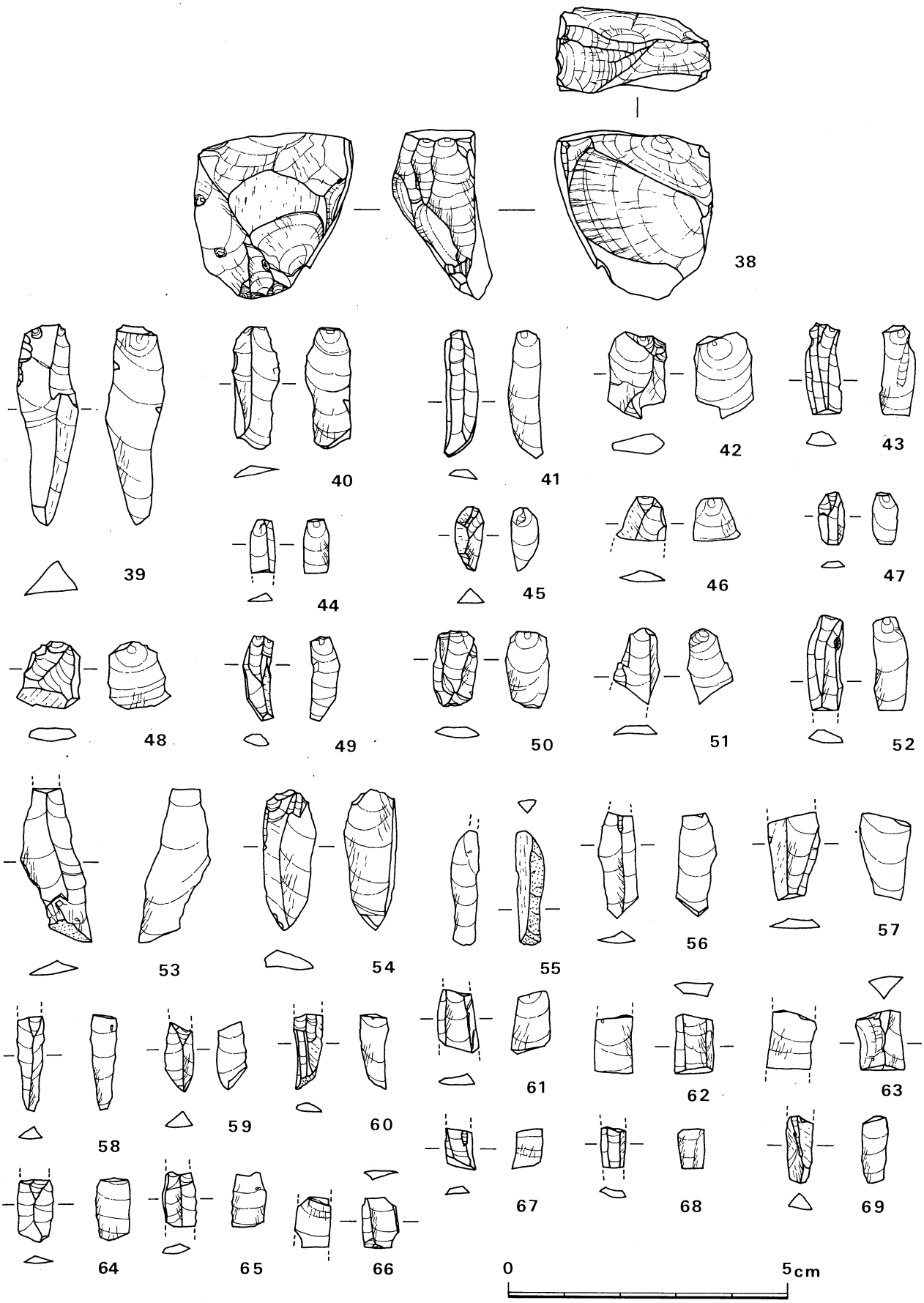

第 9 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(3)

の素材を用いた細石核の一部と同一の原石から作られたことになろう。

19～37は板状あるいはややぶ厚い板状の剝片を用い，一方ないしは両方の小口から細石刃を剝離した細石核である。自然面を残すものも多い。19・20・22・23・24・26・27・34・37は両側面に各1面ずつの大きな剝離面が認められる。自然礫ないしは調整された素材を分割した際の剝離面であろう。分割時の打撃方向と細石核の部位との間には顕著な規則性がないが，作業面側から，打面と平行方向に剝離しているものはあまりみられない。この点を除くと，分割の段階では細石核の作業面・打面の位置は明確には決められていなかったようである。

33～37は打面と作業面に対応した2辺に調整剝離をもつが，これは素材分割の後に施されたものである[注(16)]。羽佐島遺跡出土の細石核は総じて調整剝離が貧弱であり，むしろこれをほとんど施さないものの方が多い。

打面は自然面のままのもの（26・29），自然面に調整を加えたもの（20），大きな剝離面のままのものもあるが，後者に作業面側から調整を加えたものが多い。19・27は側面からの顕著な調整をもつが，例は少ない。

21・23・24・33は打面と作業面が交代し，37は折損のために本来の打面がなくなっている。

38は横長剝片石核を転用した細石核である。両側面に横長剝片の剝離痕を残す。しかも，右図上縁部の横長剝片剝離面のリングは，上面の細石刃剝離面によって切られているので，横長剝片は細石刃に先行して剝離していることになる。打面と作業面は交代し，打面転移が認められる。細石刃と横長剝片が共存することを示す資料とすることができよう。

b　細石刃（第9図39～69）

39～42・45・47・48～50・54は，人為的に折るか，破損している。46・51・60と62・63の上端は，主要剝離面側から折っているものと思われる。背面側から折ったと思われるものは見当らない。

c　細石核素材（第10図）

細石核の素材としては，角錐（柱）状の剝片のほか，板状の剝片・任意の剝片まで利用できるのであるが，後者は果して細石核の素材として作られたかどうかを容易に判断できないので，ここでは細石核の素材となりうる角錐（柱）状の剝片を紹介する。

70は背面を自然面とする分厚い横長剝片で，小さくて平坦な打面をもつ。自然礫分割の初期の剝片である。

71は小形の横長剝片を剝離するための石核とすべきかもしれない。しかし，大きくて平坦な剝離面を1面もつので，これを打面とすれば細石刃を剝離することは十分に可能である。

72は，自然礫からまず70のような分厚い剝片を作り，その主要剝離面の中央を打撃して横に切断し，さらに一方の小口部分を切断している。

73は自然礫の礫面を直接打撃して断面弓形の分厚な剝片をつくり，主要剝離面の中央部を打撃して縦に切断している。最初の主要剝離面を打面にした細い樋状剝離が数条認められるので，すでに細石刃を剝離し始めたとすべきかもしれない。

74は，70に似た分厚な剝片をつくり，右図の側面は主要剝離面とは逆の方向から切断している。もう一方の側面（左図）は上縁部からの打撃も顕著で，大部分の自然面を除去している。

以上のように，角錐（柱）状の細石核素材はほとんどが自然礫の外側を用いた結果によるも

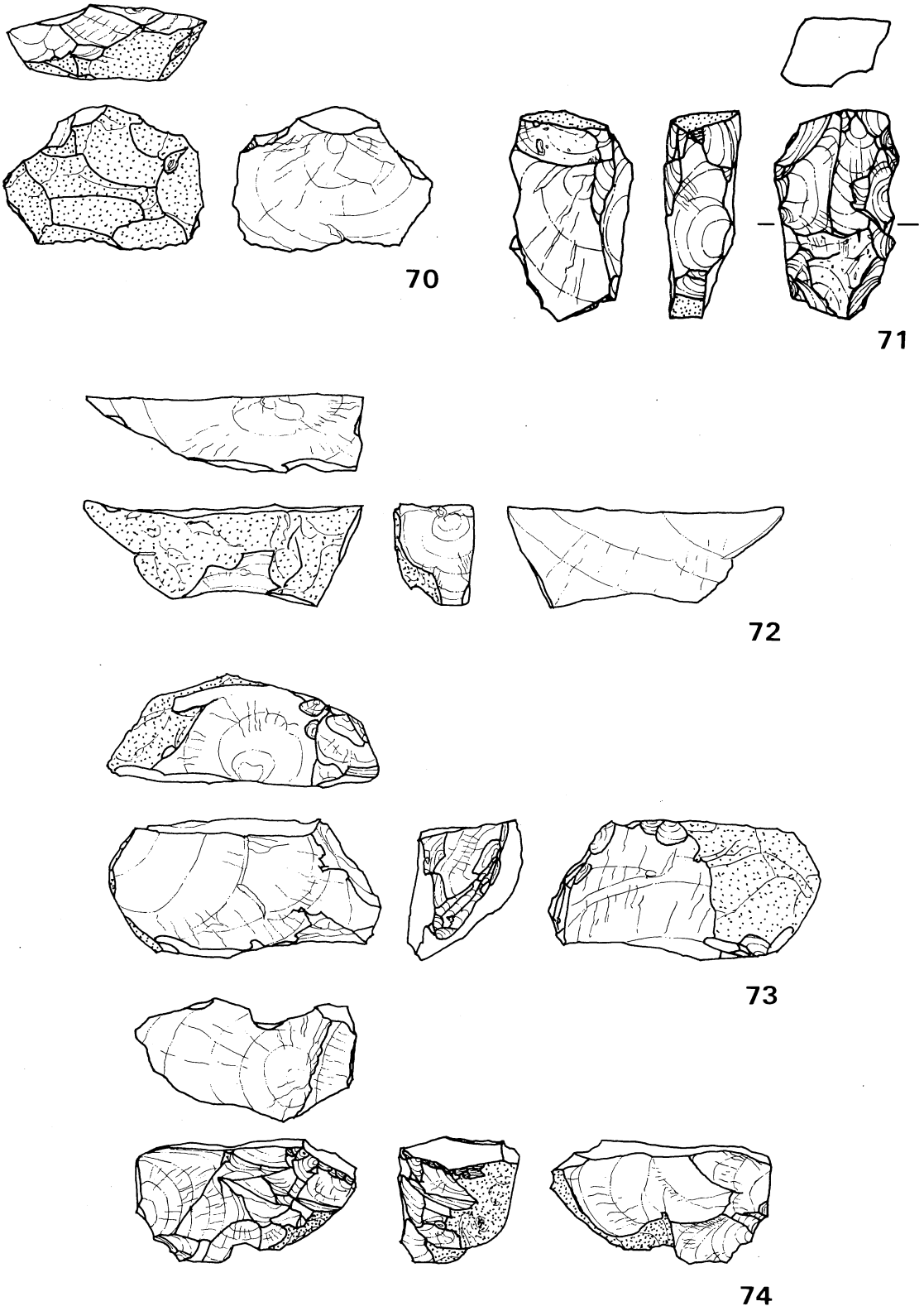

第 10 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(4)

のであり，71のように側面に自然面をほとんど残さないものは他に認められない。このことは，自然面を残さない細石核がわずか1点しかないことと一致する。

角錐（柱）状素材の作り方としては，適当な自然礫を打撃して打面を作る。打面作成前の調整はあまり行わないようである。また，この時できた剝片が分厚いものであれば，これも素材として利用するようである(73)。打面を作ると，これを加撃して自然面を背面とする分厚い剝片を作る（70)。これを第一次の素材として縦ないし横に半切し，角錐（柱）状の剝片を作ったのち一方の小口を切断して作業面とする（72•73)。このまま細石刃の剝離を行う場合が多いようであるが，いくつかについては打面側からの打撃を主体とする側面調整を行っている（第7図18)。

角錐（柱）状の素材を利用した細石核のほとんどが，自然礫の外側を利用したのであれば，両側面に大きな剝離面をもつ板状の素材を利用した細石核の多く（例えば19・20など）は，当然自然礫の中央部を利用したものとしなければならない。このことは19・20・27・34のような，両側面に大きな1面の剝離面をもつ比較的大きな細石核があまり多くないことからもうかがうことができる。両側面に自然礫の分割面をもつ板状の素材はさらに分割して用いることはなかったようであるが，長さ，あるいは幅において，第10図の素材の最低の長さである3cmを越える細石核を探すと，わずかに4点しか見当らない。後述する玻璃質安山岩の原石の大きさからして，この種の素材ないし細石核が多く存在するとは考えられない。

板状の素材を利用した細石核には，一方の側面に自然面を残すものもある。第7図21や，『概報』II図版29—96•『概報』III　羽佐島　図版19—82などは3cm以上の大きさをもち，自然礫の外側を剝離しても板状の剝片が得られるならば，換言すれば，剝片の小口が安定した作業面となるならば，半切することなく細石核素材としているようである。

これを角錐（柱）状細石核にあてはめれば，第10図70のような剝片を半切して角錐（柱）状素材を作るということは，板状素材の小口を利用するという基本的な基盤に立ちながらなおかつ，小円礫を分割する場合の最も合理的な方法であったということができよう。

以上から，羽佐島遺跡出土の細石核は次のように分類される。

I類　角錐（柱）状で，打面と作業面以外に自然面を残し，側面調整はあまり顕著でない。小礫を半截して2個の細石核をつくるか，あるいは1原石から1個の細石核としたもの。

II類　角錐（柱）状を呈し，自然面を残さないもの。打面側からの打撃を主体とする側面調整が認められる。

III類　角錐（柱）状を呈し，側面の一方に自然面，他方に大きな分割面の残るもの。

IV類　板状を呈し，側面の一方に自然面，一方に大きな分割面をもつもの。

V類　板状を呈し，原則として側面の両方に大きな分割面をもつもの。

VI類　板状の小剝片ないしは不定形の剝片を利用したもの（例えば22・36など）

III類～V類には側面調整がわずかに施されるものもあるが，前述のとおり，この側面調整が重要な意味を持っていたとは考えられず，基本的な差異とは考えられない。また，板状の細石核を大きさによってV・VI類にあえて区分したのは，今年度調査の与島西方C_2地区で，ほぼVI類のみがまとまって出土したことによる。例えば，17個出土した細石核のうち，長さ，あるいは幅が2.5cm以上のものはわずか3点しかなく，しかも角錐（柱）状の素材を利用した細石核が1点もない。したがってこれらが先述した羽佐島遺跡でのシステムでつくられたとは考えられ

ない。ただ，両者の区分の基準はなお不明確である。

細石核素材を通じてみた先述の技法によれば，少くともIII類～V類は同技法の所産であるということができる。また，I類，II類も出土点数がきわめて少ないことを考えれば，あるいはこれに含めて良いかも知れない。しかしながら，中部瀬戸内のある種の細石核は，九州地方の野岳型細石核との関連が考えられており[注(17)]，島嶼部でも花見山遺跡C類（『概報』III第２７図２～５），大浦遺跡出土品（『概報』IV図版16—87）などがこれにあたる。したがって，羽佐島遺跡の細石核I類はこれらと同一の技法に属す可能性があり，先述したシステムとは一応区別しておく。

IIは類別に乏しいが，花見山遺跡出土品（『概報』III第27図１）は明らかに剝片を利用しており，先述したシステムに含まれる可能性が強いものと思われる。

VI類は先述したシステムを必要としない細石核である。細石核の小形化，任意の剝片の利用に特徴があり，整然としたシステムを想定することは困難である。

以上のように，羽佐島遺跡出土の玻璃質安山岩製細石核は，不明確なII類を除くと，I類，III～V類，VI類に分けられるが，これが時間経過に基づく変化ならば，素材の偏平化とそれに伴う技法の変化としてとらえることができよう。

d　ナイフ形石器（第11図75～81）

ナイフ形石器は合計10点出土し，そのうち２点は報告済である。横長剝片を利用したもの（75～78）５点，縦長剝片を利用したもの（79～81）５点がある。図示したものでは，75以外は主要剝離面側から二次加工をしている。

二次加工は，A，一側縁のみ施すもの（75・76），B，一側縁と片側基部に施すもの（80），C，一側縁の先端部のみを残して施すもの(77)，D，不整三角形状の最短の一辺のみを残して，二辺に施すもの（78・79）E，基部と片側の先端部のみに施すもの（81）がある。B類とC類を同類と考えると，A類は横長剝片を素材とするものに限られ，E類は縦長剝片を素材とするものに限られるようである。

ナイフ形石器の長さは1.85cm（78）～3.05cm＋α（76）までを計り，小形ナイフ形石器とすることができる。このうち，横長剝片を素材とする75～78は香川県井島遺跡[注(18)]出土のナイフ形石器に類似し，縦長剝片を素材としたものを含む全体の様相は，兵庫県太島遺跡[注(19)]のあり方と類似している。

現在のところ，羽佐島遺跡からは玻璃質安山岩製の国府型ナイフ形石器や，いわゆる宮田山型ナイフ形石器は出土していない。後述するように，原石や（横長剝片）石核の大きさからして，玻璃質安山岩製の国府型ナイフ形石器や，いわゆる宮田山型ナイフ形石器を連続して作ることは困難であると考えられることから，今後とも出土しないと考えてよかろう。

一方，第９図38によって，細石刃文化期にも横長剝片生産技術が残存することが明らかとなった。細石刃文化期になると横長剝片剝離技法が崩壊してしまう[注(20)]のではないようである。だとすれば，細石刃文化期に一部のナイフ形石器が存在する可能性を否定し去ることはできないであろう。

また，サヌカイト原石のきわめて豊富な中部瀬戸内にあって，細石刃文化期に玻璃質安山岩が突然として多用されるには，それなりの理由があったと考えなければならないが，それはやはり，サヌカイトよりはるかに緻密なために，細石刃を作るのにより適していたという玻璃質

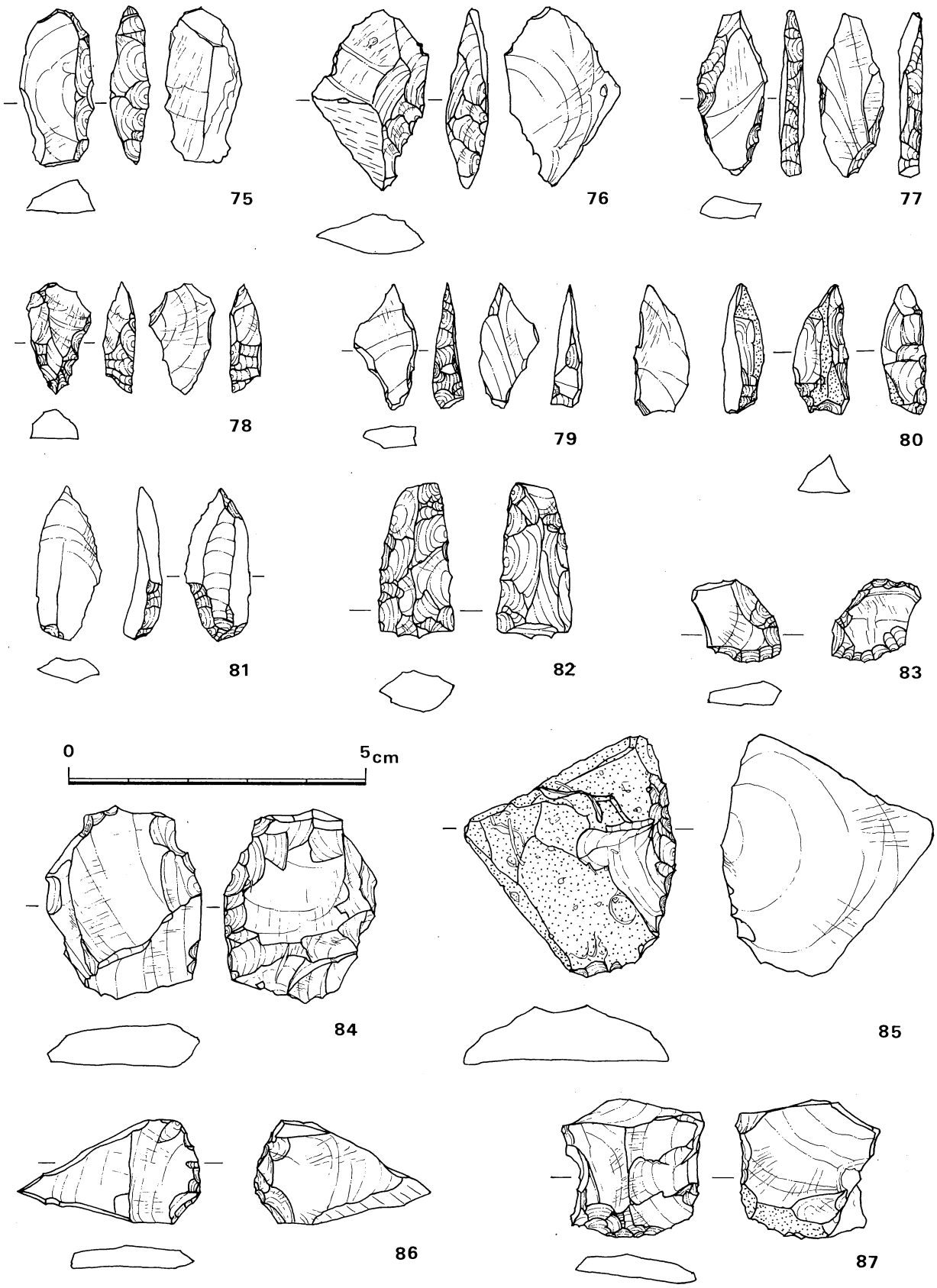

第 11 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(5)

安山岩の特性に求めなければならないであろう。そうだとすれば，この地域で玻璃質安山岩を本格的に利用し始めたのは，細石刃文化期になってからのこととしなければならない。

以上の理由からして，第11図75～81の小形ナイフ形石器は，細石刃文化期に伴うか，あるいは遡るとしても大きくは遡らない時期に比定して良いものと考える。しかも，これらが従来の井島型ナイフ形石器に含まれる[注(21)]ことは，井島型ナイフ形石器が中部瀬戸内の最終末のナイフ形石器であることを確認するものであり，国府型ナイフ形石器から井島型ナイフ形石器への変遷を考えるとすれば，定義の問題は残されているにせよ，いわゆる宮田山型といわれている一群のナイフ形石器を想定せざるを得ないということを再確認させるものと言えよう。

e　尖頭器（第11図82）

下半分を欠失し，現状で長さ3.7cm，最大幅1.8cmを計る。先端は顕著に尖らない。両面とも調整剝離を施して，断面凸レンズ状に仕上げているが，有舌尖頭器にみられるような整美な並列剝離はみられない。

f　スクレーパー（第11図83・85・第12図88・89）

任意の剝片の一辺に細かな二次加工を施す。大きさは一定しない。83のみ両面加工である。

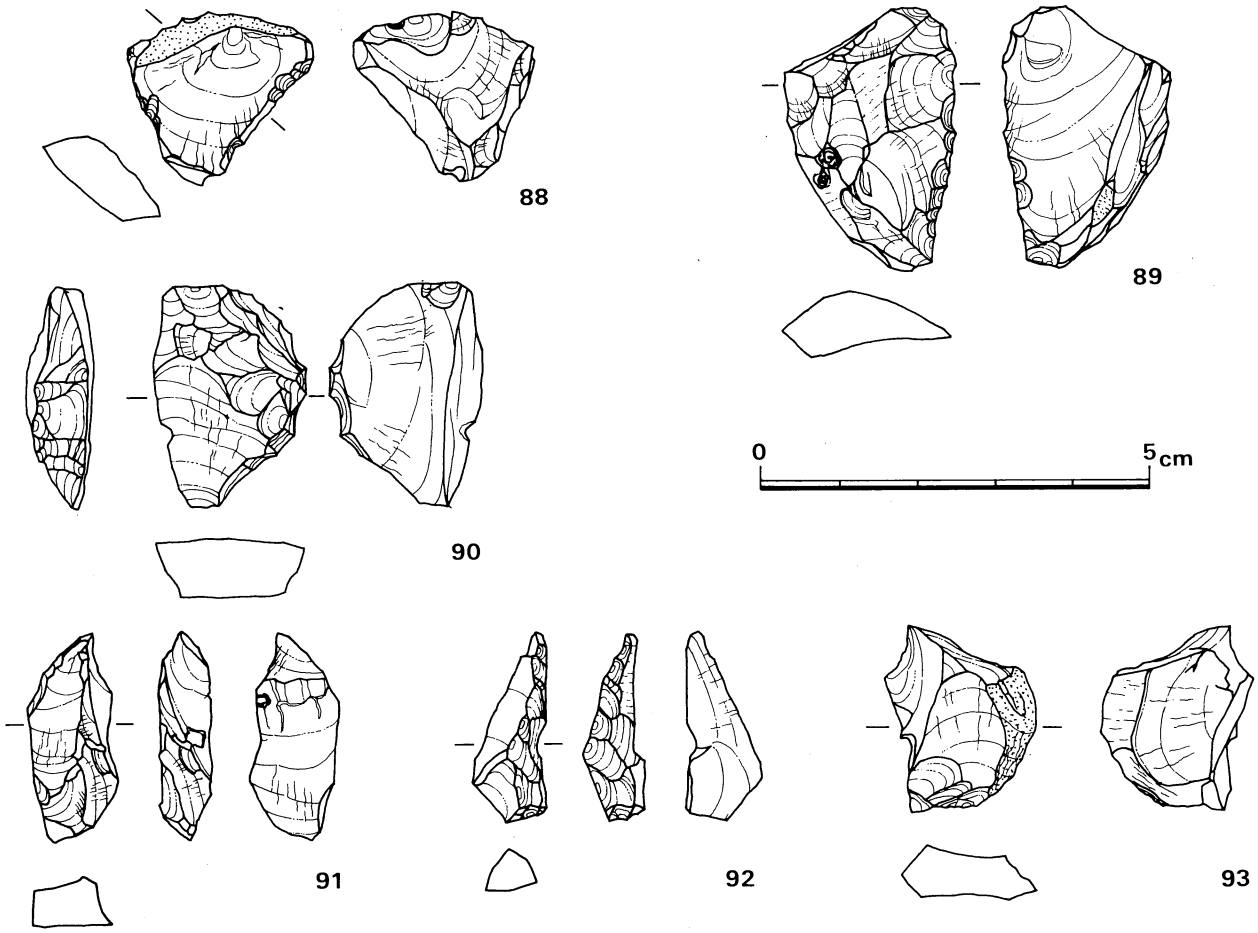

第 12 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(6)

g　二次調整ある剝片（第11図90～93・第13図）

92は一方の側縁部を背面側から二次加工している。これに対応する側縁は鋭いエッジとなっているので，ナイフ形石器とすることができるかもしれない。

94～97は長さ１～２cmの剝片を用い，多くの場合，打面と打点を残し，主要剝離面側から部分的に二次調整を施している。岡山県野原遺跡ユニットA[注(22)]から出土した，小形剝片を利用したナイフ形石器といわれているものに類似している[注(23)]。細石核素材と考えた第10図71などを石核とする剝片からも作られた可能性がある。この種の石器は整理が進んでいないので，今後点数が増加するものと思われる。

h　原石（第14図98・99・第１表）

玻璃質安山岩の原石は７個出土した。A14－１区とC15－１区の出土品は接合して完形となったが，割れ口は新しかった。

98は卵形を呈し，99は分厚い板状を呈する。99には調整剝離が認められる。

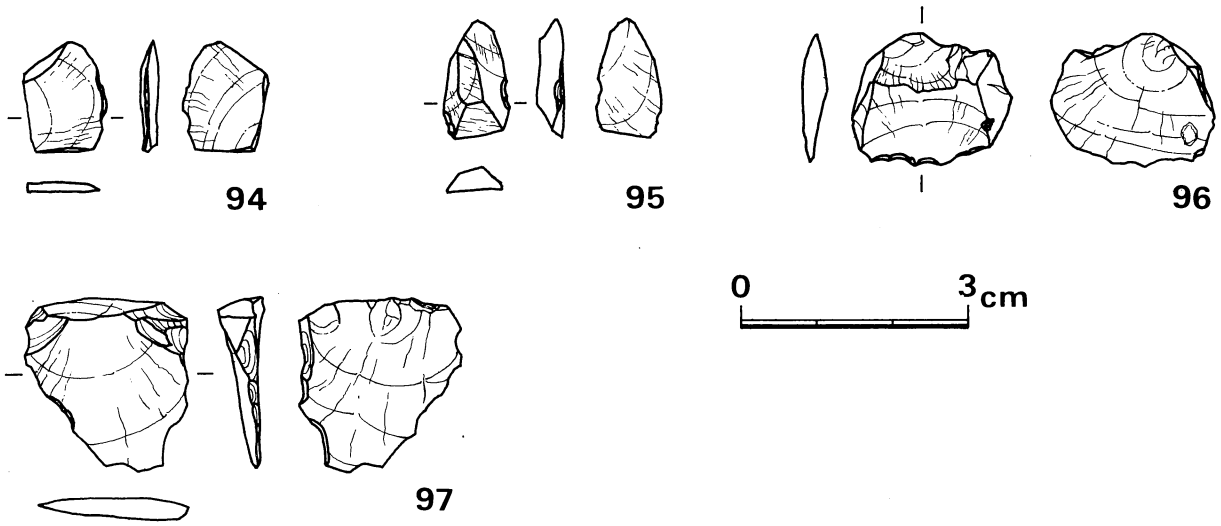

第 13 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(7)

第１表　玻璃質安山岩原石計測表

	重量(g)	長(cm)	備　　考
A７－２・323	42.3	4.5	
B１－221	82.3	5.0	今年度報告 実測図番号98
B８－635	8.4	3.1	
C13－２・230	5.1	1.8	
C17－１・232	50.9	5.2	今年度報告 実測図番号99
C18－１an	89.5	5.9	54年度報告 実測図番号70
A14－１・151 C15－１an	79.5	5.9	

第１表のように，原石は重さ5.1ｇ～89.5ｇ，最大長1.8cm～5.9cm程度の自然礫である。石器製作に使用された原石が，この程度の大きさを大きく越えないであろうことは，石器・剝片・石核の大きさからも肯首しうる。そして，この程度の大きさの原石からでは，これを調整して翼状剝片石核を作り，それからさらに４～５cmを越える通常の大きさの国府型ナイフ形石器を連続して作ることは困難である。

玻璃質安山岩を用いた国府型ナイフ形石器や，いわゆゆ宮田山型ナイフ形石器は，現在のところ羽佐島遺跡からは１点も出土していない。

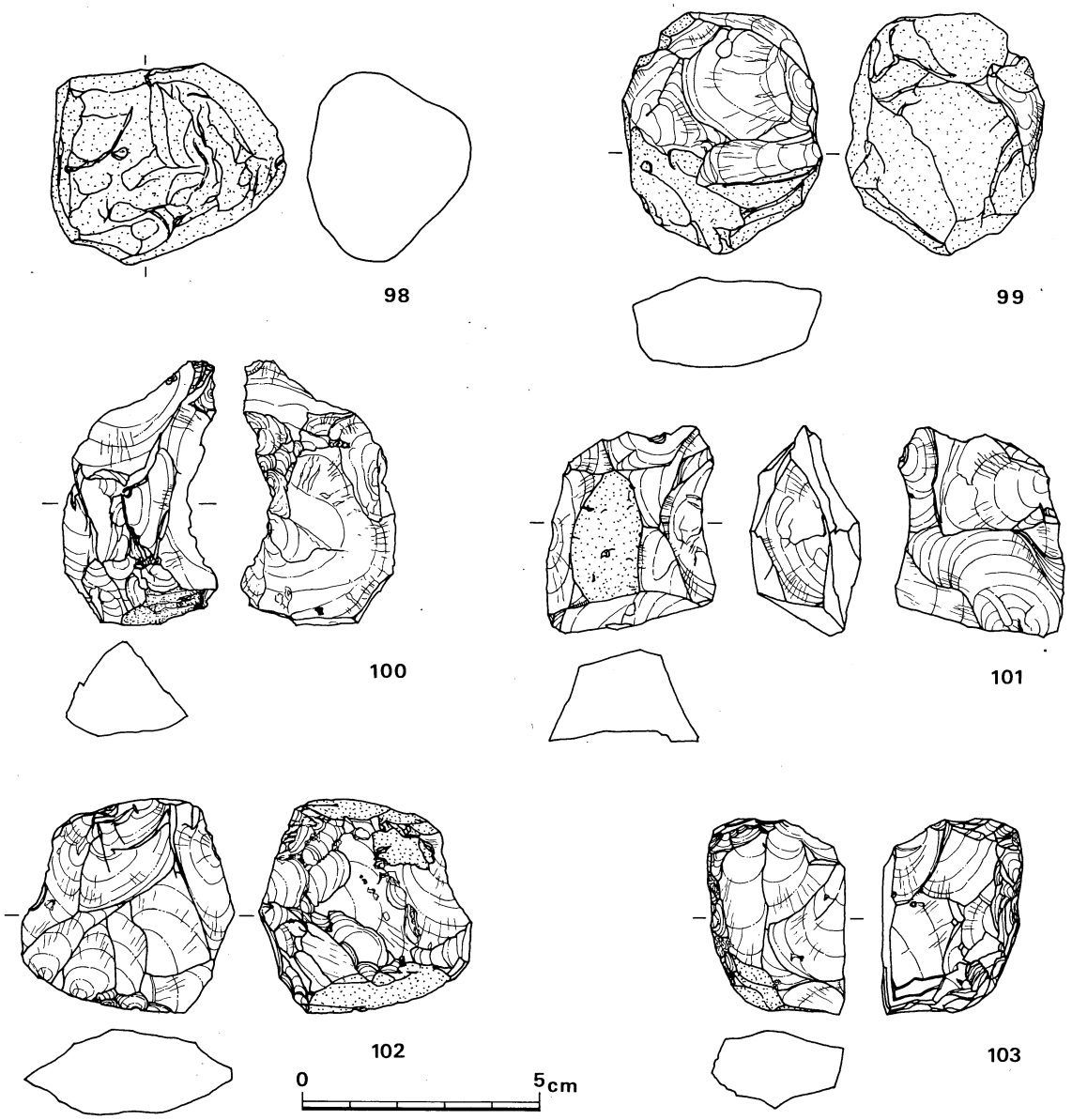

第 14 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(8)

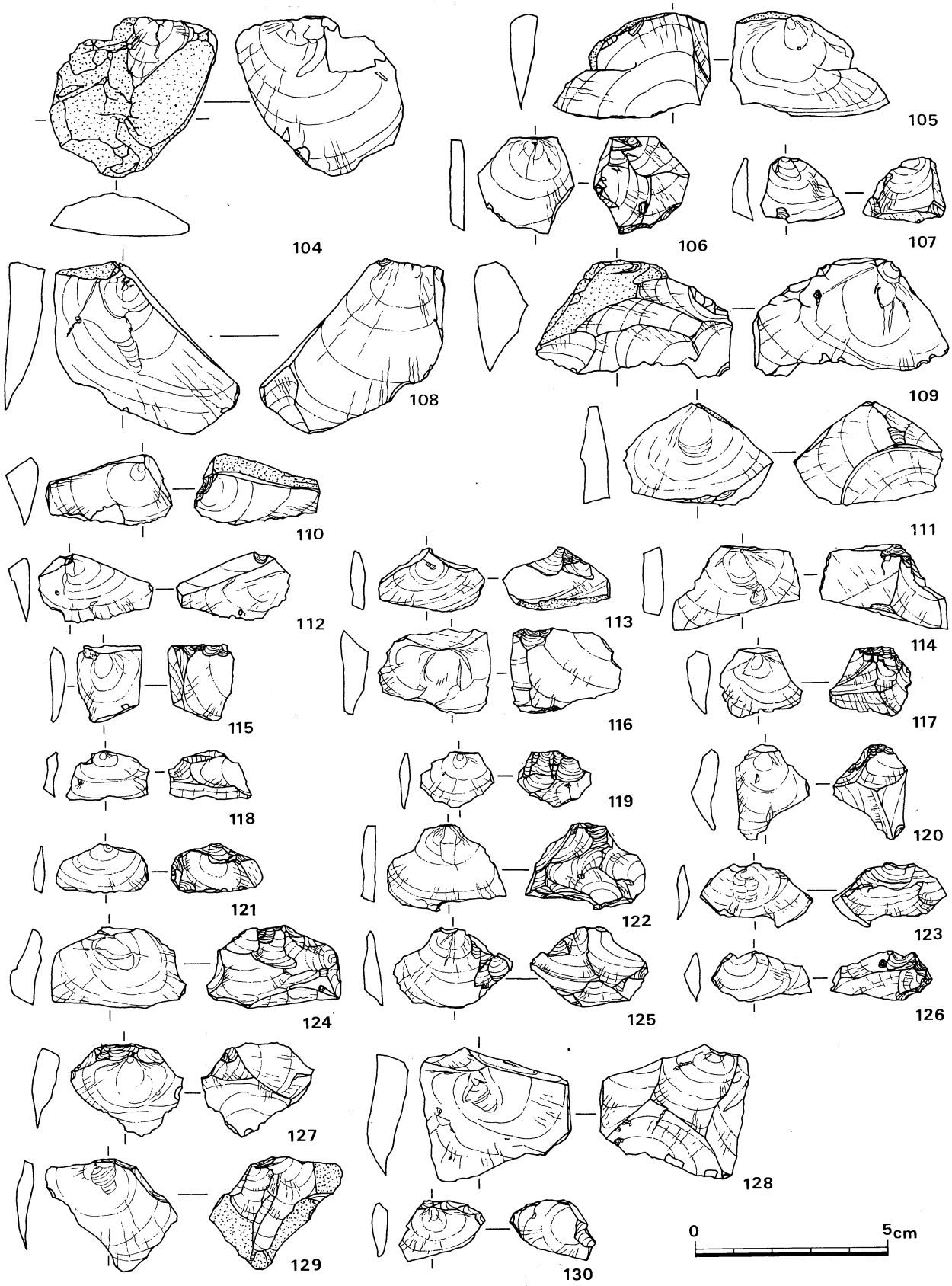

第 15 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(9)

i　（横長剝片）石核（第14図100～103）

剝片類をとった石核には，横長剝片石核はあるが，縦長剝片のみをとった石核は見当らない。100・101は横長剝片石核とすることができるが，102・103は横長剝片と同時に縦長剝片もとっている。

100に交互剝離が認められるほかは，不規則な剝離である。100の横長剝片剝離痕は最も大きく，長さ4.7cmを計る。縦長剝片の場合は長さ２～３cm程度である。

j　横長剝片（第15図）

104～109・111は自然面，あるいは自然面と剝離面のなす稜を打撃している。

112～125は平坦な打面を加撃している。自然面を加撃したものに比べて相対的に小さい。

110・127～130は打面が複数の剝離面で形成される。

以上の横長剝片は，形状・大きさ・背面の剝離痕とも顕著な規則性をみせない。このことは，石核での剝離痕のあり方と一致している。

k　縦長剝片（第16図）

横長剝片に比べると出土点数はかなり少ない。しかも，背面にも縦長剝片の剝離痕をもつ剝片はさらに減少する(図示したものでは９点中７点)。このことは，縦長剝片のみを連続して剝離した石核が見当らないことと関連しよう。

剝片及び石核からみれば，玻璃質安山岩においても主体は横長剝片剝離技法であるということが言える。

l　サヌカイト製細石核，または縦長剝片石核（第17・18図）

以上で，旧石器時代終末期に位置づけられる黒曜石製遺物と玻璃質安山岩製遺物の紹介と，若干の考察を終えたのであるが，それに関係するサヌカイト製遺物を若干取上げ，なお補足の説明としたい。

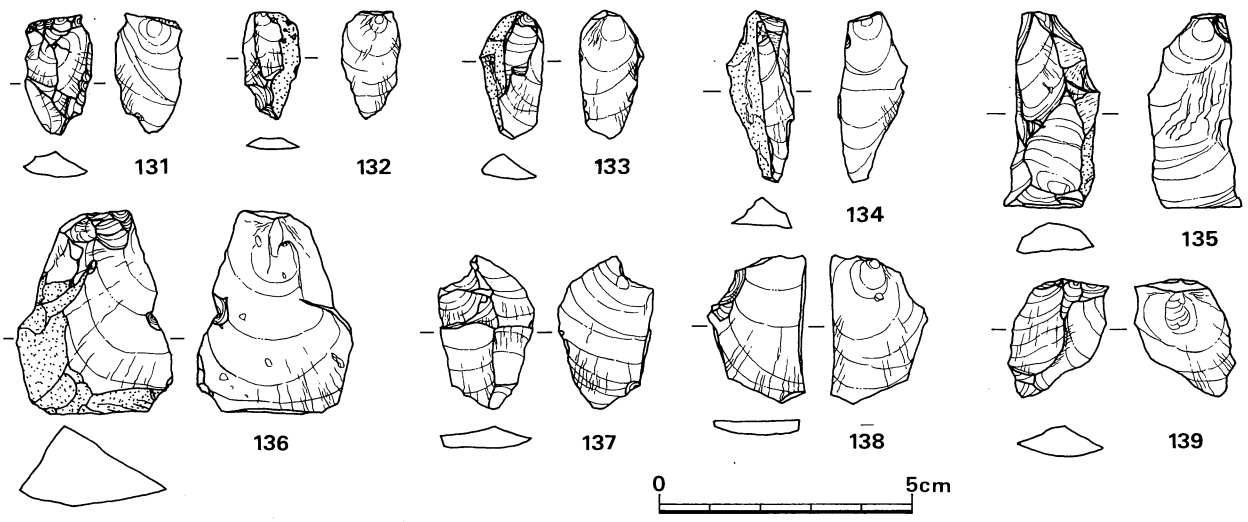

第 16 図　玻璃質安山岩製遺物実測図(10)

140～143は風化の著しいサヌカイトを用いた細石核，あるいは縦長剝片石核である。この種の石材は，この地域の縦長剝片石核として普通に用いられているものであるが，同質の石材を用いた細石核もまた存在することが，最近次第に明らかになりつつある[注(24)]。140・141は板状の素材を用い，両端（140）または一端（141）から細石刃を剝離している。140の打面は，かつての作業面が転移しているとも考えられる。140・141が細石核であることは疑いなく，これと第7図24とを比べると，基本的な差異を指摘することは難しい。

142・143はやや分厚な板状の素材を用いている。この素材の厚さの幅をもつ剝片が作出された場合，これを縦長剝片以外とすることはできない。143の上面に剝離痕が認められるが，これは縦長剝片の剝離痕である。ところが，他の剝片剝離作業面の剝離痕は細く，これらをすべて縦長剝片の剝離痕とすることはできないであろう。剝離痕の大きさは縦長剝片石核と細石核で明らかな違いがあるわけではないので，両者を明確に区分することはできないものの，小さな剝離痕を重視すれば，これも細石核に含めて考えることもできよう。

ところで，この地域の縦長剝片石核が一般に板状の素材から作られることはすでに指摘されている。そして，それらをみると左右両端からの剝片剝離，作業面と打面の交代，作業面における上下両端からの剝離などといった現象はそれほど珍しいことではない。細石核としてあげた140～143にも認められる。

一方，前述した玻璃質安山岩製の細石核をみると，素材を板状にしようとする傾向は明らかに見てとれるし，上述した縦長剝片石核の現象もすべて認められる。さらに言えば，全般的な側面調整の貧弱さ，作業面側からの打面調整も共通する。

風化の顕著なサヌカイトを用いた縦長剝片石核と，玻璃質安山岩製細石核にも共通点は大きいのである。そのうえ縦長剝片石核と色調・風化度・技法のきわめて良く似た細石核があることは，この種の縦長剝片石核と細石核との類縁関係を強く示唆するものであると言えまいか。

羽佐島遺跡は，尾根上，鞍部，斜面を4,200m²にわたって発掘したにもかかわらず，縦長剝片・同石核がより下層から出土する傾向は把握できなかった。ましてや純粋な包含層など検出されなかった。仮に局部的にそういう傾向があらわれたとしても，一様に花崗岩風化残留土である包含層をそのまま信用すべきでないことは，言うまでもない。

以上のことからすれば，縦長であるという理由だけでこの種の縦長剝片・同石核を特に古く位置づけることはできず，むしろ細石刃文化期，ないしはその直前にも存在・存続した可能性をも含めて，今後の慎重な検討が必要なのではあるまいか。

第17図144～第18図は，ナイフ形石器などに用いられる質のサヌカイトを利用した細石核，または縦長剝片石核である。140～143の細石核に比べて風化程度は著しく低い。

144は角錐（柱）状の素材を利用した細石核で，右下図には一部細石刃剝離を行い始めた様子をうかがうことができる。玻璃質安山岩を主体とする細石刃文化期に，従来のサヌカイトで対応しようとした例である。サヌカイトを用いた角錐（柱）状細石核の数少ない例である。

145～150は板状の素材を用いた細石核，あるいは縦長剝片石核である。玻璃質安山岩製細石核と比べて剝片剝離面の幅がやや広いものもある。板状の素材を用いること，原則として両側面に大きな剝離面がみられること，側面調整がほとんどないこと，小口を作業面とすることなどは，V・VI類の玻璃質安山岩製細石核とも，縦長剝片石核とも類似する。しかも，石核の作業面に残された剝離痕は大きさが一定せず，剝離痕の大きさによって縦長剝片石核と細石核を区分することも難しい。

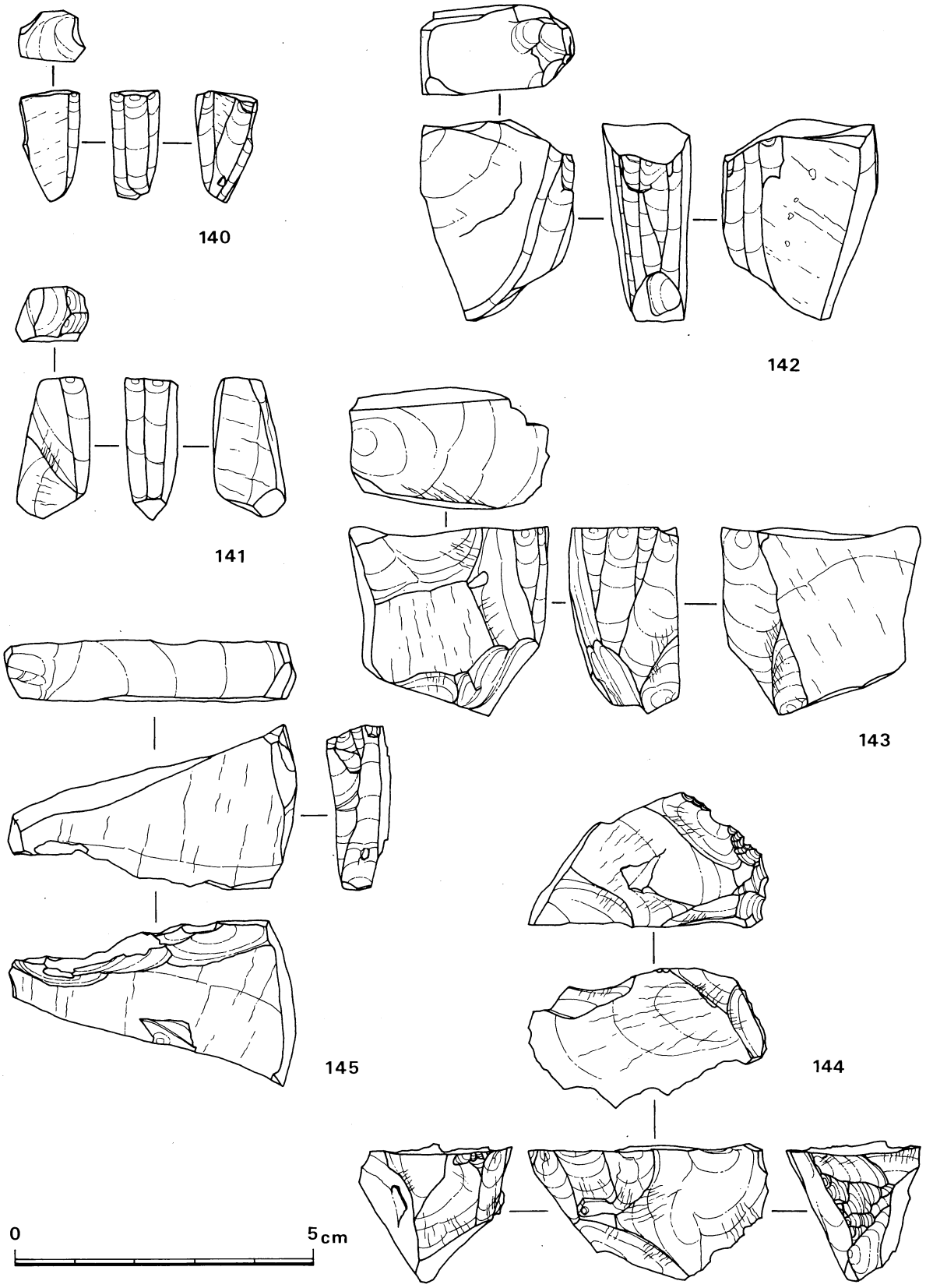

第 17 図　サヌカイト製遺物実測図(1)

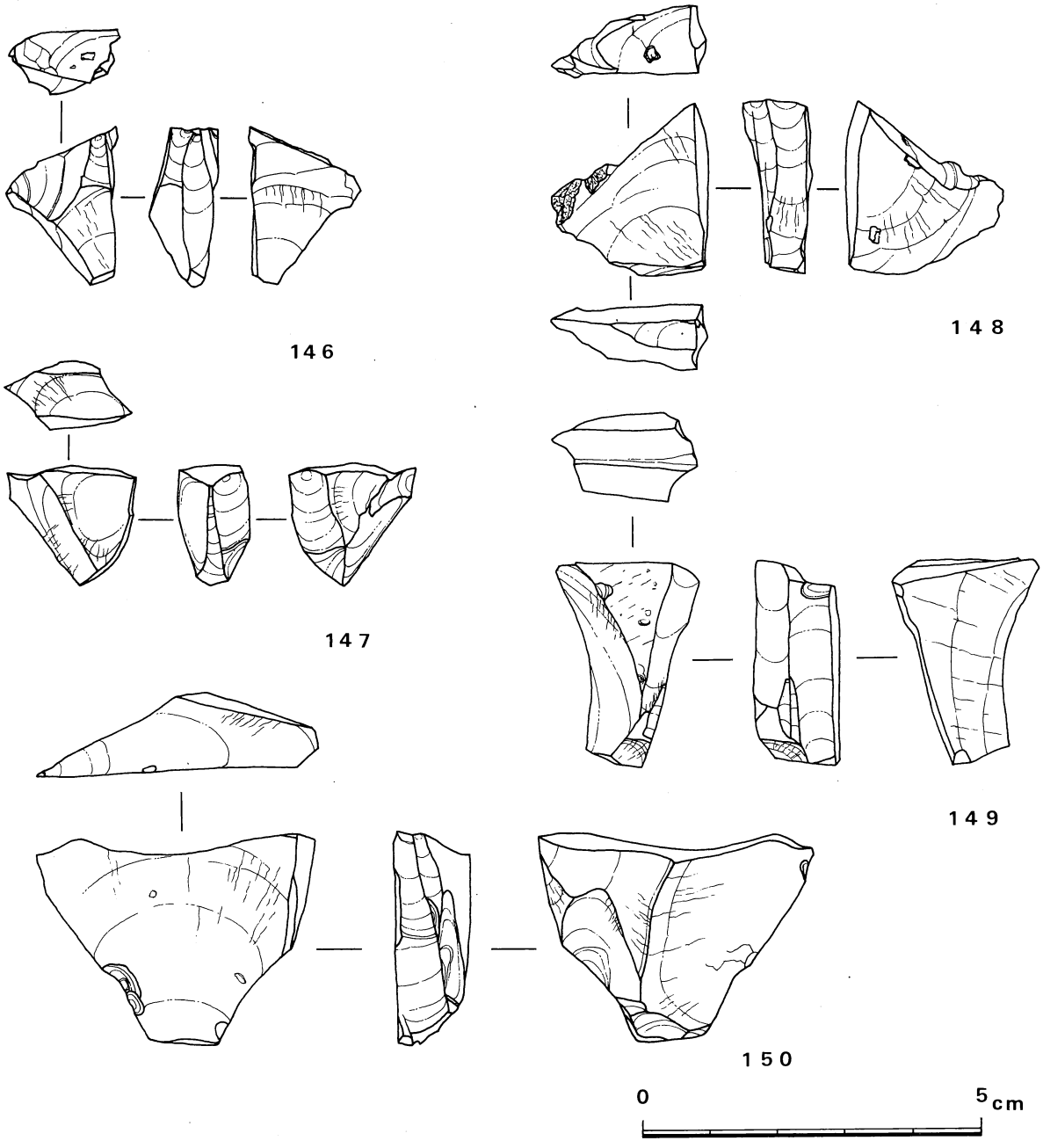

第 18 図　サヌカイト製遺物実測図(2)

しかしながら，こうした状況から，中部瀬戸内地域で独自に細石刃文化が成立したとすることはできず，従来の縦長剝片剝離技術が新たな細石刃文化に対応しつつあった状況を反映しているのではないかとも思われるが，その詳細はなお不明な部分が大きい。

4　まとめ

今回の報告は，旧石器時代末期に属すると考えられる黒曜石製遺物と玻璃質安山岩製遺物を取上げた。両者が旧石器時代末期に位置すると考えるのは次の理由による。

1．両石材を用いた細石刃・細石核が存在すること。

2．時期が遡る国府型ナイフ形石器・いわゆる宮田山型ナイフ形石器が出土していない。しかも，黒曜石・玻璃質安山岩の素材として用いられた小礫からは，これを連続して作り出すことは困難であり，したがって，両石材からは，国府型ナイフ形石器や，いわゆる宮田山型ナイフ形石器がもともと作られなかった可能性が高いこと。

3．玻璃質安山岩製の横長剝片石核を転用した細石核が存在し，これを介して考えれば，横長剝片を利用した小形ナイフ形石器（井島型ナイフ形石器）のあるものは細石刃文化期に残る可能性が高いこと。

4．そうだとすれば，横長剝片を利用した小形ナイフ形石器に伴うとされている，縦長剝片利用の小形ナイフ形石器も，細石刃文化期に属する可能性が高いこと。

5．黒曜石・玻璃質安山岩を本格的に用い始めたのは，両石材の緻密さを利用して細石刃製作を容易ならしめる必要上らしいこと。だとすれば，両石材で作られた他の石器も細石刃文化期に属する可能性が高いと思われること。

6．両石材を用いた縄文時代石器としては，黒曜石製石鏃１点のみで，縄文時代になるとほとんど使われなかったらしいこと。

以上のことからすれば，中部瀬戸内地域で，黒曜石と玻璃質安山岩が本格的に用いられたのは細石刃文化期を中心とする短い期間のことであり，したがって，両石材で作られた石器のほとんどは旧石器時代末期に位置づけられることになろう。

細石刃関係の遺物としては，黒曜石製細石核２，細石刃５，玻璃質安山岩製細石核54，細石刃36がある。細石刃関係以外のものとしては，黒曜石では，小形縦長剝片利用のナイフ形石器２が出土しているのみであるが，玻璃質安山岩では，ナイフ形石器10，尖頭器１，楔状石器５，スクレーパー４，二次調整ある剝片８＋αなどの多くが知られている。

ナイフ形石器には横長剝片を利用したものと縦長剝片を利用したものとが５点ずつで，そのあり方は兵庫県太島遺跡のそれに似ているとして良い。しかも，横長剝片を利用したナイフ形石器は香川県井島遺跡のそれに類似しているので，従来いわれているように，この種の小形ナイフ形石器が最も新しいナイフ形石器として編年されることは疑ないものと思われる。

細石刃文化期にもナイフ形石器が残存するとしても，細石核に比べると出土点数はかなり少なく，もはや主要な利器でなかったことは明らかである。また，１点ではあるが尖頭器も出土していることは注目される。

羽佐島出土の細石核は，前述のようにⅠ類～Ⅵ類に分類できたが，大きくはⅠ類，Ⅲ～Ⅴ類，Ⅵ類に区分される。

Ⅰ類は小礫１個から１石核を作るか，半截して２個の石核を作るもので，従来いわれている

ように，九州の野岳型細石核との類縁関係を想定することができる。

III～V類は以下のような製作工程が想定できる（第19図）。

A．6㎝程度の大きさの（円）礫を加撃し，打面を作る（第19図ａ）。もしこの時できた剝片が適当な厚さを持っているものであった場合には，１・２の工程に従って細石核の素材をつくる。また，板状の剝片であれば，石核調整を行ない，細石核とするようである。なお，打面作成前の調整はあまり行わないようである。

B．ａによってできた打面を加撃し，分厚い剝片を作る（ｂ）。この剝片の主要剝離面側を加撃し，縦または横に半截する（１）。半截された角錐（柱）状の剝片の一方の端部を切断し，作業面とする（２）。一部のものには側面調整を施して細石刃を剝離する。また，１の剝片が角錐（柱）状を呈し，細石核素材として適したものであれば，半截しない場合もあったと考えられる。

C．ｂによって残された原石に加撃して板状の剝片をつくる（ｃ）。なおこの場合，加撃方向はｂと同一方向をとるものが多い。また，この種の剝片を利用した細石核の側面には打面の側から加撃されたものがほとんどないので，この場合には打面を改めて作るようである。

D．ｃで残された側面部分の剝片が適当なものであった場合には，１・２の工程に従って細石核素材としたものと思われる。

以上の想定は橿石島花見山遺跡において松本氏が想定した技法[注(25)]，羽佐島遺跡において藤好氏が想定した技法[注(26)]に近い。ただ，松本氏のいう第③段階の，打面から舌状の剝片を剝離して部分的に自然面を除去する工程は確認できなかったし，②の打面作出のための剝片剝離は，同時に素材獲得の意味をも持たせていたと思われるのである。その点は藤好氏の想定を支持したい。また，②の打面作出後，これと平行して素材となる剝片を剝離したと考えられるものは，羽佐島遺跡では確認できなかった。一方，⑤～⑦の調整は，段階を追って整然となされるものではなく，角錐（柱）状の素材にあっては全く施さないものもあることから，付随的なものであったとすべきであろう。

一方，藤好氏は，まず原石の自然面を除去してから分割するＡ系統と，自然面の除去をほとんど行わないＢ系統を想定している。Ｂ系統に属することが明らかなものは，自然面を除去した段階の素材１点（『概報』III　羽佐島　図版17—72）と，細石核II類１点のみであるので，羽佐島遺跡で盛行したものとは思われない。ここではＢ系統を考えてみよう。藤好氏の想定では，１．（礫）素材の分割，２．プラットホームの作成と側面の調整，３．打面調整，４．細石刃の剝離となる。しかしながら，角錐（柱）状の素材を利用した細石核では，原則として分割面を打面として用いているので，この種の細石核では２の工程は不必要であったと考えられる。

また，角錐（柱）状の細石核では，松本氏の想定したように（礫）素材を分割したのちに半截しているのであり，（第10図72・73），石核調整だけで，そのまま細石核としたとは思われない。しかも，最初の作業面は自然面ではなく，大きな剝離面を作っている。

ともあれ，羽佐島技法とでも名づけるべきこの細石核作出工程は，きわめて無駄の少ない合理的な工程であったということができよう。この技法による細石核の特徴の一つに，石材小口の積極的な利用があげられるが，それが細石核の一般的傾向であったとしても，この地域に多い縦長剝片石核との類縁関係を想定することは無理であろうか。

VI類は前述した技法を必要としない細石核で，今年度に調査された与島西方遺跡Ｃ$_2$地区の42ｂ・42ｃ・43ｂ・43ｃ区を中心にまとまって出土している。したがって，これまでの研究を参

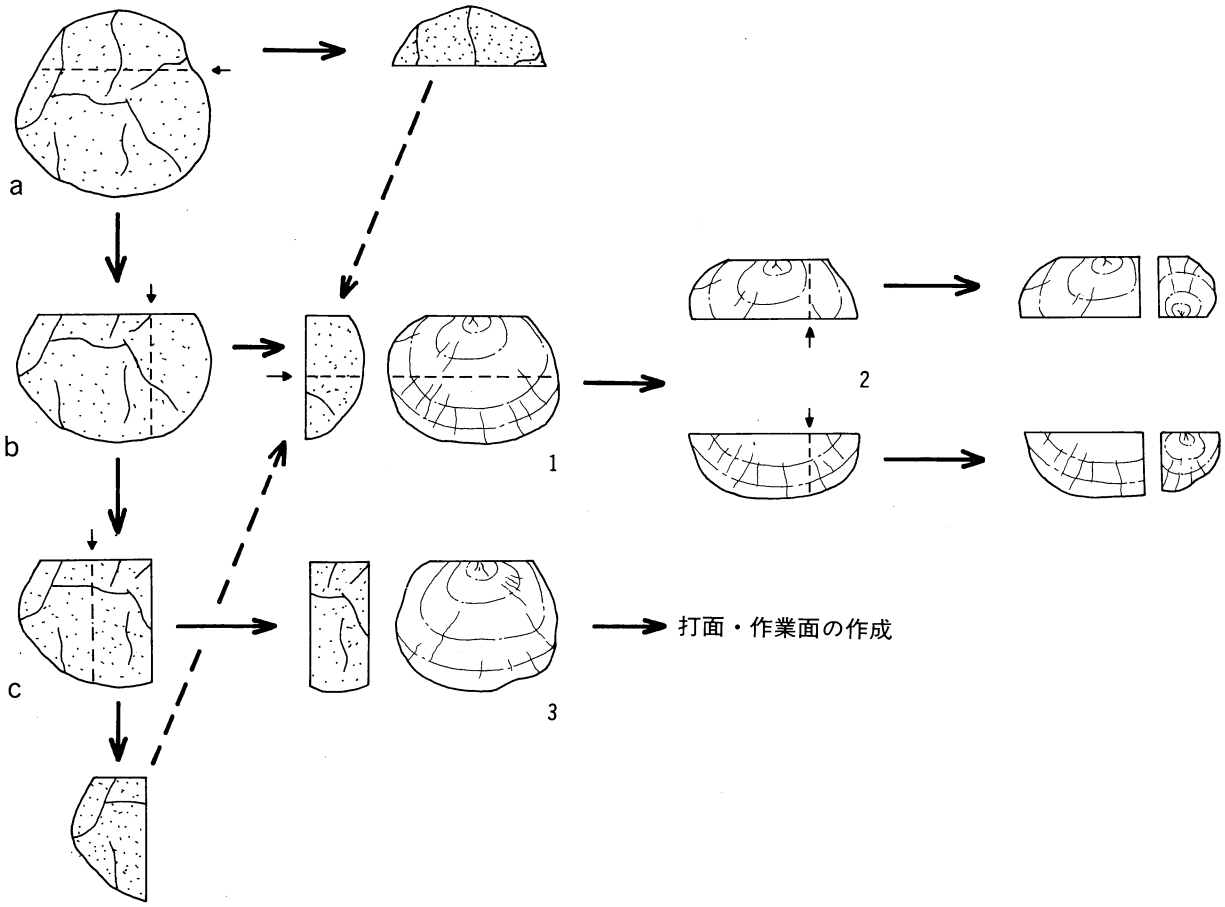

第 19 図　細石核素材の作成工程図（想定復元）

考にすれば，羽佐島遺跡の細石核はⅠ類→Ⅱ類～Ⅴ類→Ⅵ類へと変化したものと思われる。

以上，黒曜石および玻璃質安山岩製遺物をつうじて羽佐島遺跡における旧石器時代末期の様相を瞥見したのであるが，残された問題も多く，それらについては今後の整理作業にゆずりたい。

（渡部明夫）

注

(1) 大山真充「羽佐島の調査」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財予備調査報告』II　1978
(2) 斉藤賢一ほか『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報』　羽佐島遺跡　II　1979
渡部明夫ほか「羽佐島遺跡」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報』III　1980
(3) 渡部明夫ほか「羽佐島遺跡」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報』III　1980
(4) 牟礼良典ほか『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査報告』I　1979
(5) 真鍋昌宏氏御教示。未見
(6) 森本義臣氏御教示及び実見による。
(7) 斉藤賢一ほか「大浦遺跡の調査」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報』IV　1981
(8) 町川義晃氏御教示
(9) 松本敏三「櫃石島第II調査区」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財予備調査報告』I　1977
(10) 実見によって確認できた数量を挙げている。
(11) 報文及び実見による。報文になく，実見によって確認できたものは，報文の数量に加えてある。実見の結果，報文の分類は再検討する必要がある。

真鍋昌宏ほか「花見山遺跡の調査」『瀬戸大橋建設に伴う埋蔵文化財調査概報』IV　1981

(12) 実見によって確認できた数量を挙げている。

(13) 清水宗昭ほか『岩戸遺跡発掘調査概報』1980

(14) 松藤和人氏の御教示による。

(15) 後述するように，細石核素材となり得る角錐（柱）状剝片・角錐（柱）状加工品及びその素材のみを取上げた。細石核素材ともなりうる板状剝片や任意の剝片は取上げていない。

(16) 羽佐島遺跡では，両面加工品を半截したままで細石核としたものは出土していない。

(17) 鈴木忠司「野岳遺跡の細石核と西南日本における細石刃文化」『古代文化』23—8　1971
小野昭「瀬戸内海沿岸地方の細石器文化」『駿台史学』47

(18) 鎌木義昌「香川県井島遺跡—瀬戸内における細石器文化—」『石器時代』4　1957

(19) 鎌木義昌「無土器文化・縄文文化」『家島群島』1962

(20) 小野昭「瀬戸内海沿岸地方の細石器文化」『駿台史学』47

(21) 注(18)に同じ

(22) 平井勝ほか『野原遺跡群・早風A地点」1979

(23) 安川豊史・行田裕美氏御教示

(24) 注(3)及び注(11)

(25) 注(9)

(26) 注(3)

第2表　実測図掲載遺物出土地点一覧表

実測図番号	出土グリッド	遺物番号	実測図番号	出土グリッド	遺物番号	実測図番号	出土グリッド	遺物番号
1	A3－2	641	51	C16－2	599	101	A34－2	780
2	C4－1	cs区	52	A36－4	442	102	A39－2	1278
3	A2－1	31	53	B2	79	103	A2－1～A4－1	表採
4	A18－1	33	54	A1－1	167	104	C16－1	1071
5	A34－2	888	55	A21－1	216	105	C17－1	301
6	A3－1	110	56	B12	719	106	A12－1	cn区
7	A31－2	96	57	A1－1	dn区	107	B2	149
8	A3－1	499	58	C15－1	cs区	108	A35－4	an区
9	C5－1	27	59	C17－1	235	109	C10－1	an区
10	A4－2	143	60	C16－1	776	110	B3	626
11	C4－1	dn区	61	B5	42	111	C16－1	1588
12	A2－1	550	62	B2	1050	112	B13	11
13	A5－3	29	63	A18－1	23	113	A35－3	cn区
14	A2－1	171	64	B22	cn区	114	B18	820
15	A19－1	110	65	C16－1	1132	115	B18	732
16	A2－1	562	66	B21	981	116	C5－1	255
17	A3－2	38	67	B3	954	117	A2－2	364
18	B8	261	68	B4	858	118	C18－1	298
19	C16－1	1584	69	B5	400	119	A35－4	427
20	A42－4	as区	70	B21	2409	120	B2	454
21	C9－1	as区	71	A10－2	an区	121	B25	15
22	C4－1	cs区	72	B－12	532	122	A1－1	99
23	C19－1	an区	73	C16－1	973	123	B2	71
24	A2－2	dn区	74	A10－1	108	124	C17－1	89
25	A1－2	an区	75	C16－1	531	125	A12－1	an区
26	A40－2	cs区	76	A37－1	335	126		表採
27	A14－1	ds区	77	B11	799	127	A38－1	3438
28	B18	dn区	78	A35－2	bs区	128	B1	20
29	A37－4	as区	79	A21－1	535	129	A4－1	bs区
30	B19	327	80	A13－1	ds区	130	A1－1	392
31	B21	757	81	A20－1	27	131	C16－2	43
32	A1－1	144	82	C5－1	ds区	132	C15－1	cn区
33	C4－1	as区	83	B2	947	133	A2－2	ds区
34	A9－2	78	84	A39－2	cs区	134	C16－2	108
35	B2	846	85	C13－2	184	135	A9－1	as区
36	B2	513	86	A38－1	986	136	A34－1	1345
37	A38－2	2348	87	A39－2	398	137	A25－2	bn区
38	B5	529	88	A25－2	cn区	138	B8	305
39	B9	408	89	A3－2	212	139	C16－1	716
40	A38－1	1944	90	A36－4	119	140	A3－2	10
41	C15－1	232	91	A12－1	an区	141	A1－1	72
42	B3	239	92	B17	286	142	A2－1	351
43	C5－1	bs区	93	A39－2	393	143	C13－1	121
44	B2	206	94	B－1	378	144	C18－1	533
45	C16－1	63	95	A9－1	103	145	C15－2	220
46	C16－1	1360	96	C9－1	cn区	146	A37－3	bn区
47	B2	236	97	A10－1	122	147	A36－1	64
48	B18	186	98	B1	221	148	B8	438
49	B3	1007	99	C17－1	232	149	C18－1	140
50	C14－2	bn区	100	A2－2	an区	150	A31－1	391

図　　版

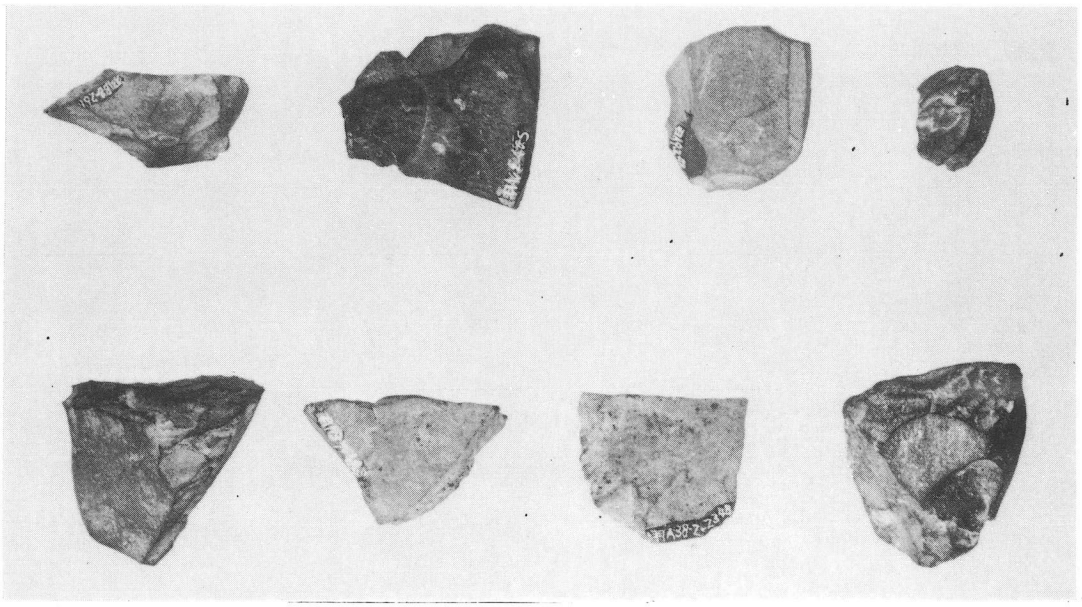

(1)　玻璃質安山岩製細石核

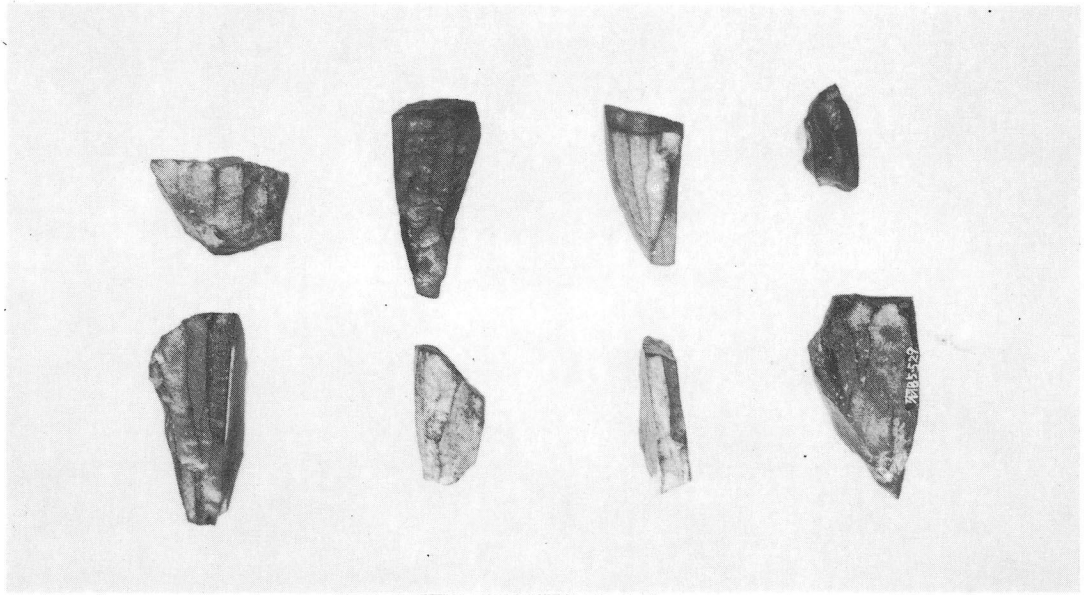

(2)　同　　上（作業面）

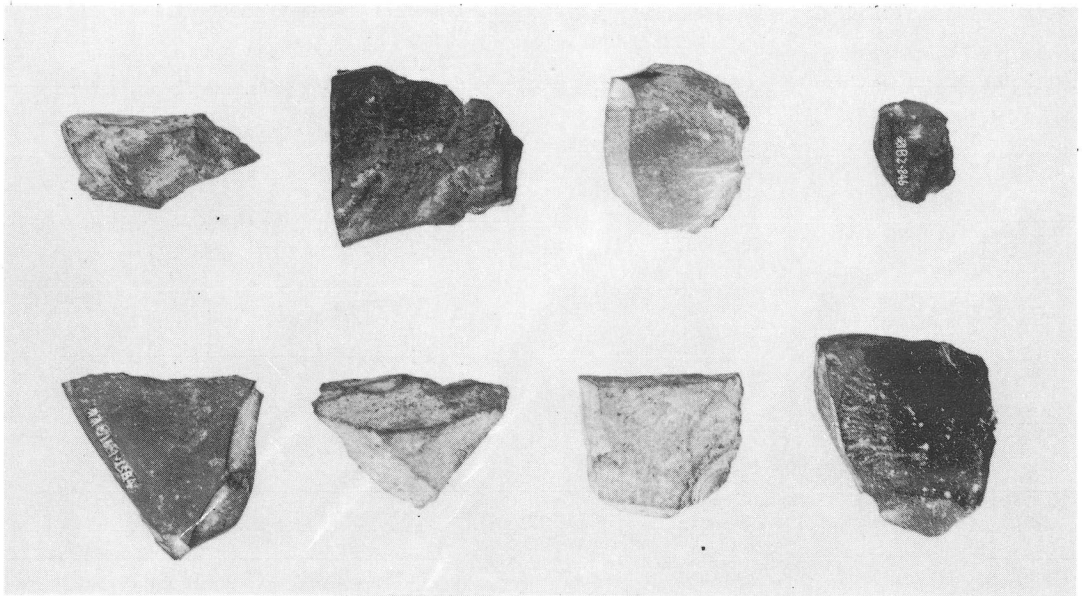

(3)　同　　上（裏面）

図版　2

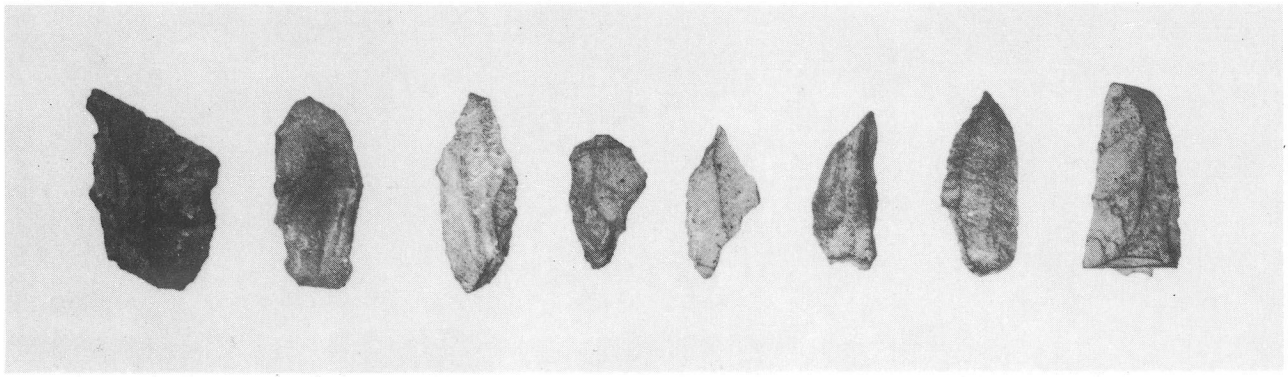

(1)　玻璃質安山岩製ナイフ形石器・尖頭器

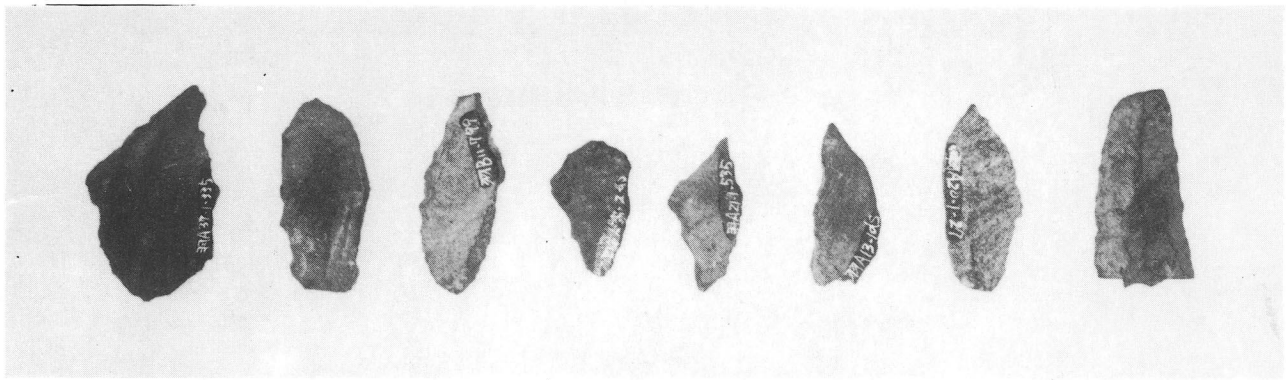

(2)　同　　上（裏面）

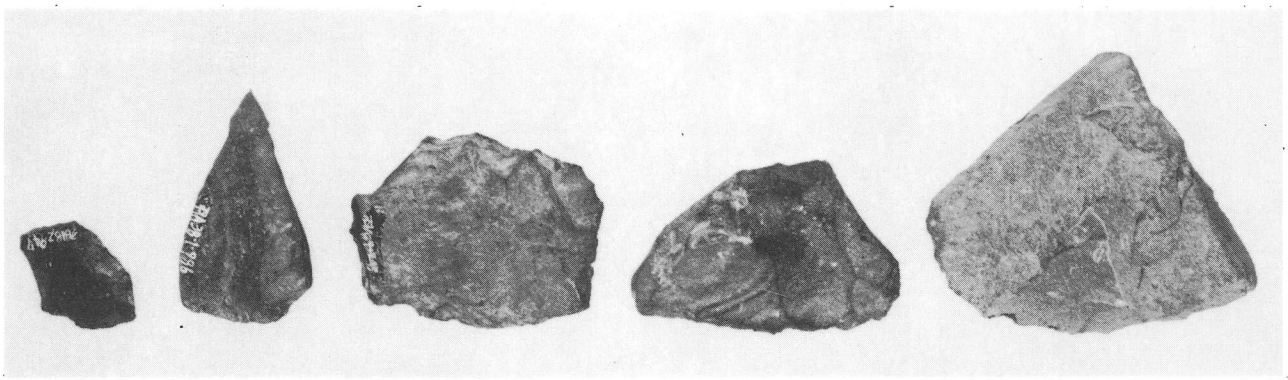

(3)　玻璃質安山岩製スクレーパー・楔状石器

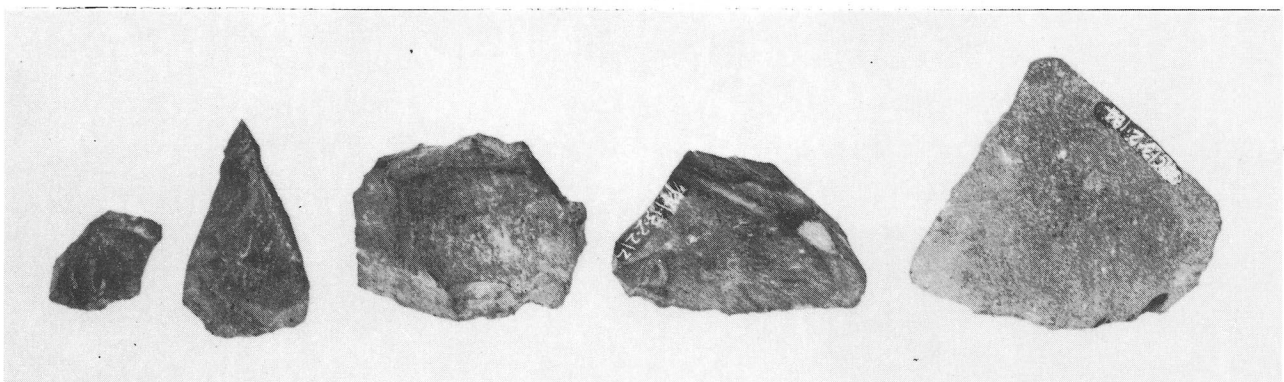

(4)　同　　上（裏面）

瀬戸大橋建設に伴う
埋蔵文化財調査概報（Ⅴ）
西　方　遺　跡
大 浦 浜 遺 跡
羽 佐 島 遺 跡

昭和57年３月31日

編集
発行　香川県教育委員会

印刷　㈲　成　光　社